岡山市

要配慮者利用施設の
避難確保計画作成に係る講習会

■本日のスケジュール

講習会内容	時間配分	
	講演	累計
Ⅰ．講習会の開催目的及び避難確保計画作成の必要性について	10分	10分
Ⅱ．避難確保計画作成		
1．計画の目的　～　4．防災体制（活動体制）	50分	60分
休憩	10分	70分
5．情報収集・伝達　～　別表・自衛水防組織装備品リスト	45分	115分
Ⅲ．　今後の予定	5分	120分

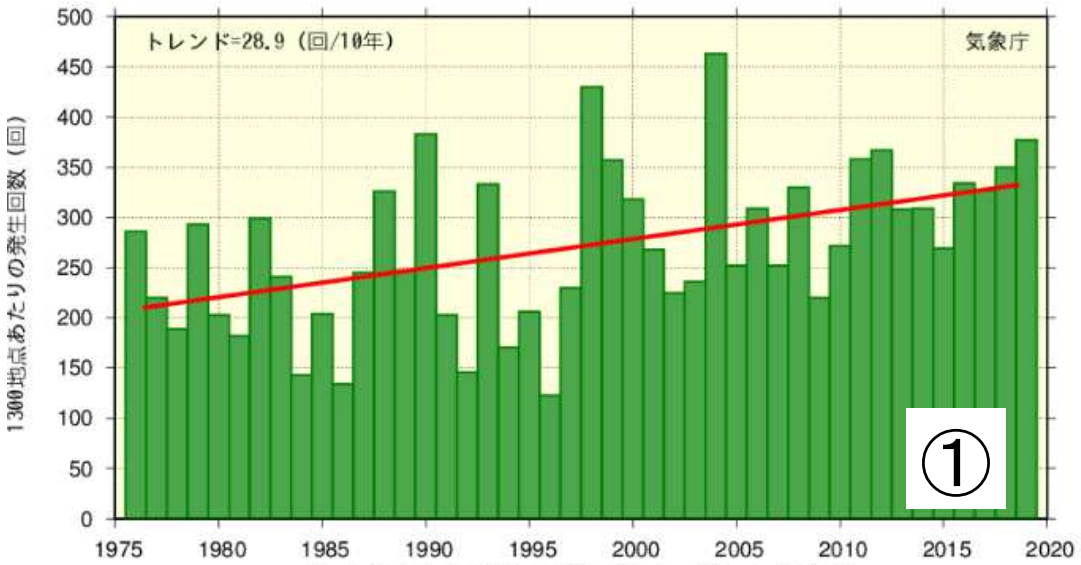
●講習会の開催目的及び
避難確保計画作成の必要性について

1．風水害による被害の頻発

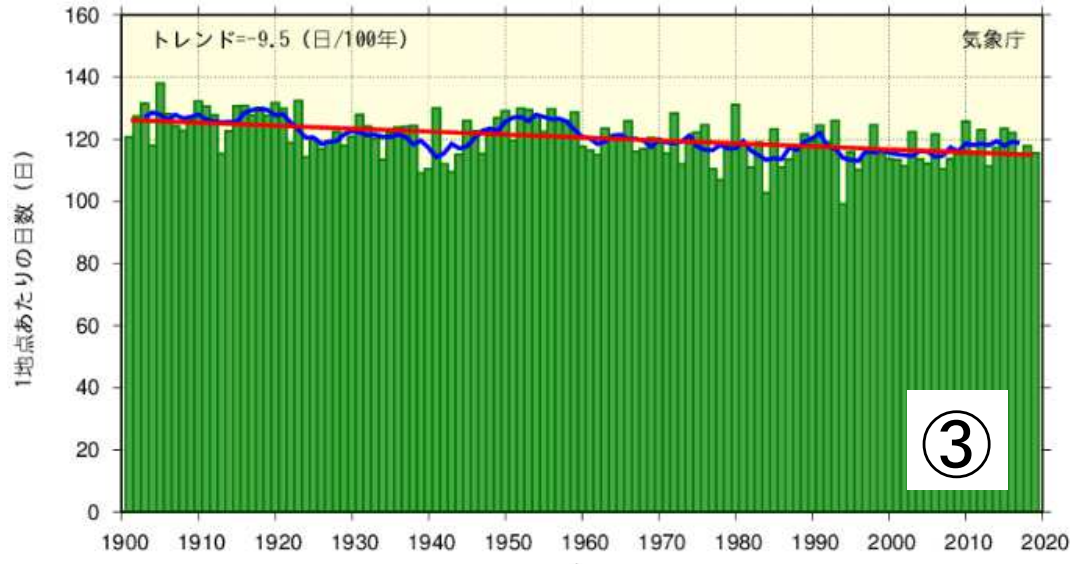
◇近年、「非常に激しい雨」や「大雨」の頻度は増加

◇年間の降雨日数は減少傾向にあり、気候の変化【③】

全国　［アメダス］1時間降水量50mm以上の年間発生回数



全国　［51地点平均］日降水量1.0mm以上の年間日数



1時間50mm以上の激しい雨って…？

滝のように（ゴーゴーと）降る雨



水しぶきであたり一面が白っぽくなり

視界が悪くなる

①	1時間50mm以上の激しい雨の年間発生回数 （1976年～）
②	1日に100mm以上の大雨の年間日数 （1900年～）
③	年間の降雨日数(日降水量1mm以上)（1900年～）

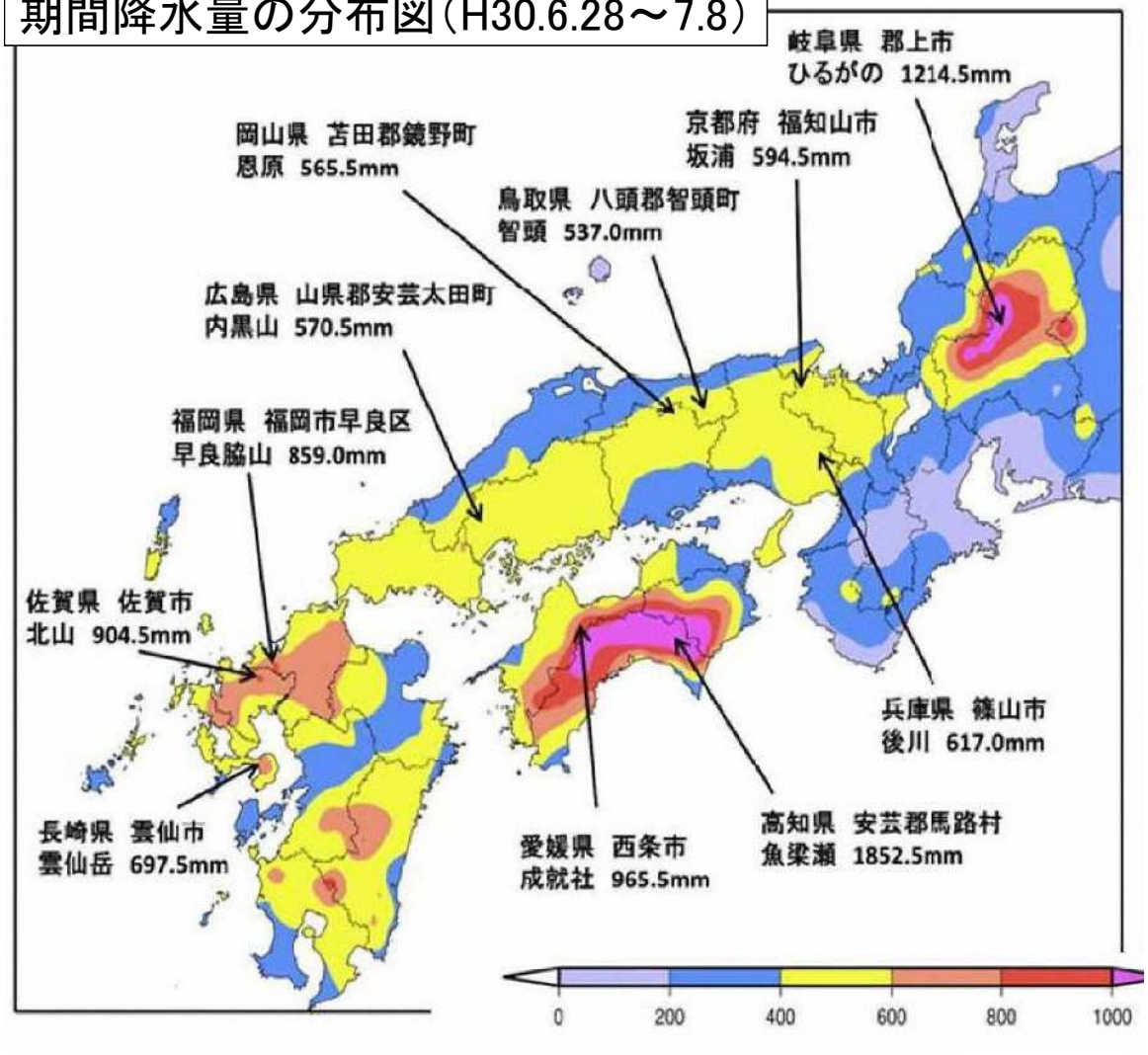
気象庁資料

1．風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

◇西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨
◇期間中の総降水量は四国地方で1,800mm超

期間降水量の分布図（H30.6.28～7.8）



気象庁資料

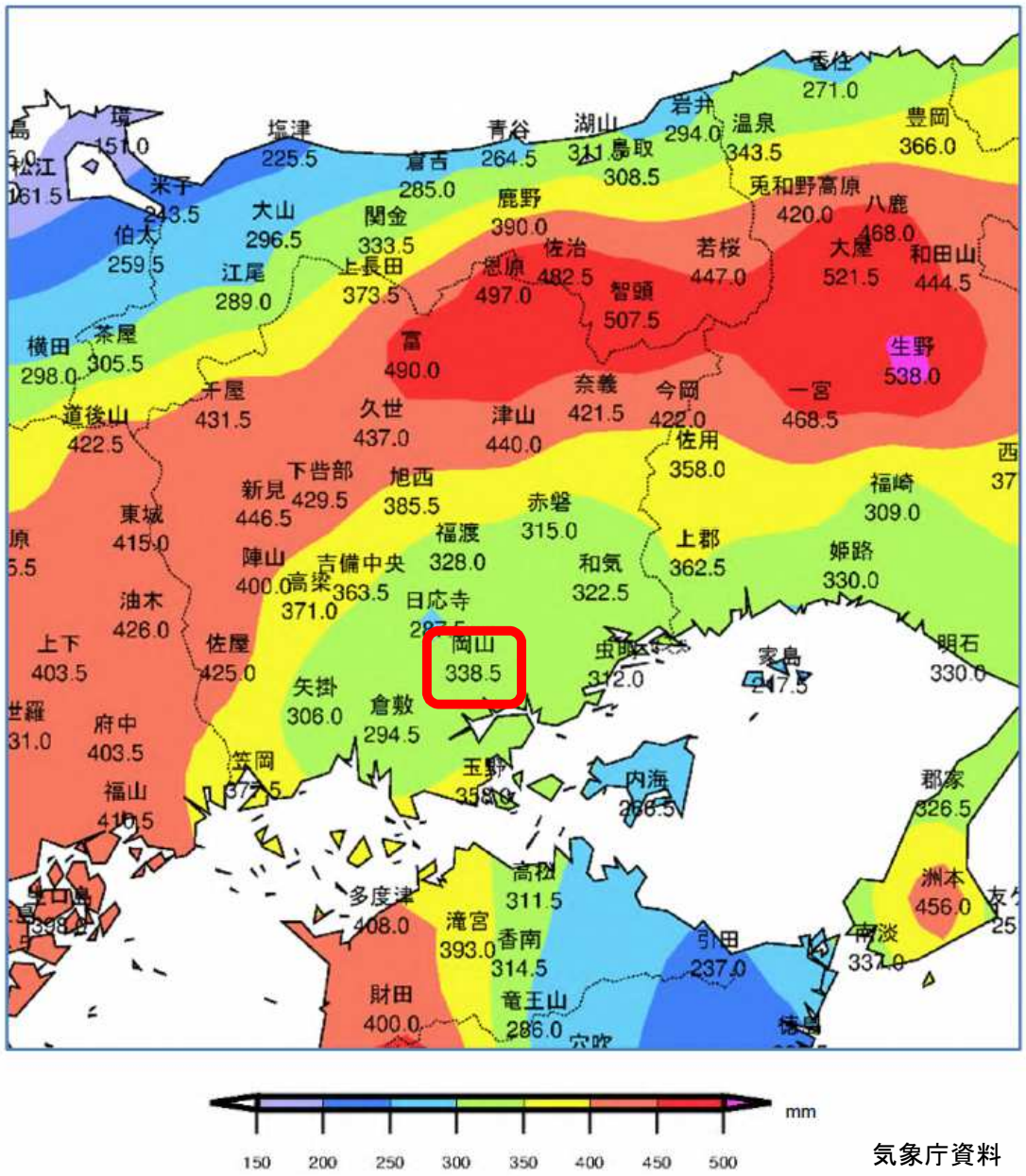


写真：中国地方整備局

1．風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

○アメダス期間降水量（7月3日00時～8日24時）



気象庁資料

◇岡山市（岡山）の期間合計（7/3～7/8）の降水量は338.5mmでした。

◇岡山市での建物被害は、「全壊13棟」、「大規模半壊95棟」、「半壊1,096棟」、「一部損壊4,974棟」となり、広い範囲で被害が発生しています。

（平成31年2月22日現在）



写真：岡山市

1. 風水害による被害の頻発

写真：国土交通省

令和4年　8月豪雨　山形県大江町　最上川溢水



令和3年　7月豪雨　広島県三原市　沼田川破堤



令和2年　7月豪雨　熊本県人吉市　球磨川破堤



令和元年　台風19号



1．風水害による被害の頻発









2. 避難確保計画作成の義務化

○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画の作成・訓練の実施が義務化**されました。

・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。

・令和2年1月1日時点での要配慮者利用施設（77,964施設）のうち、計画作成済施設は37,659施設（約48.3%）です。

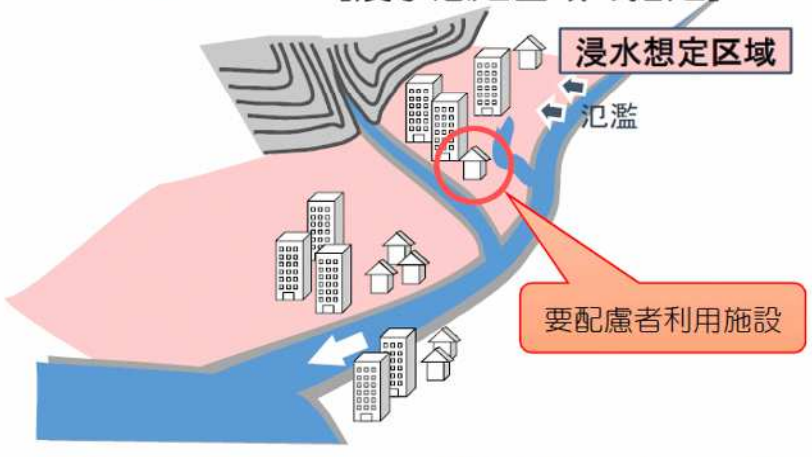
・国土交通省は、2021年（令和3年）迄に作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

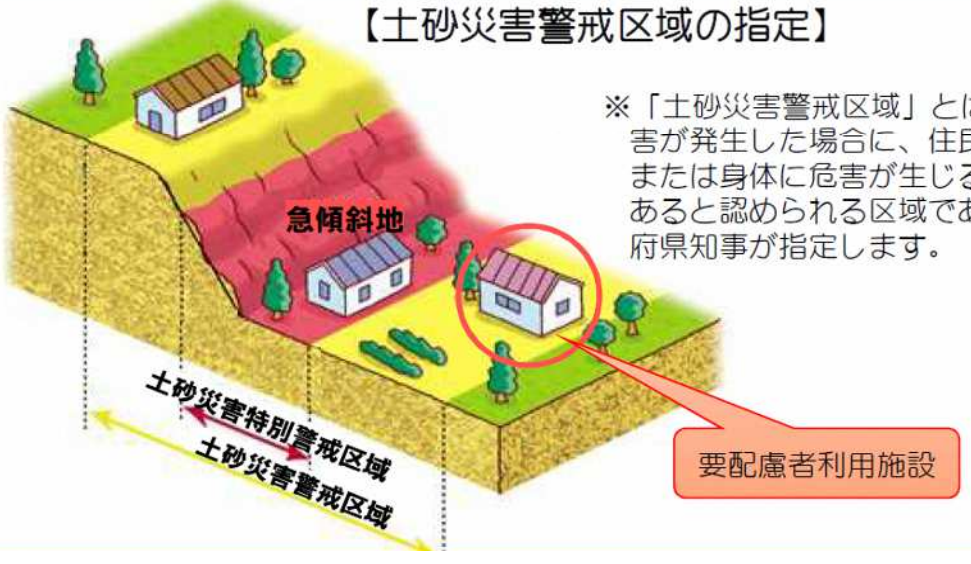
※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

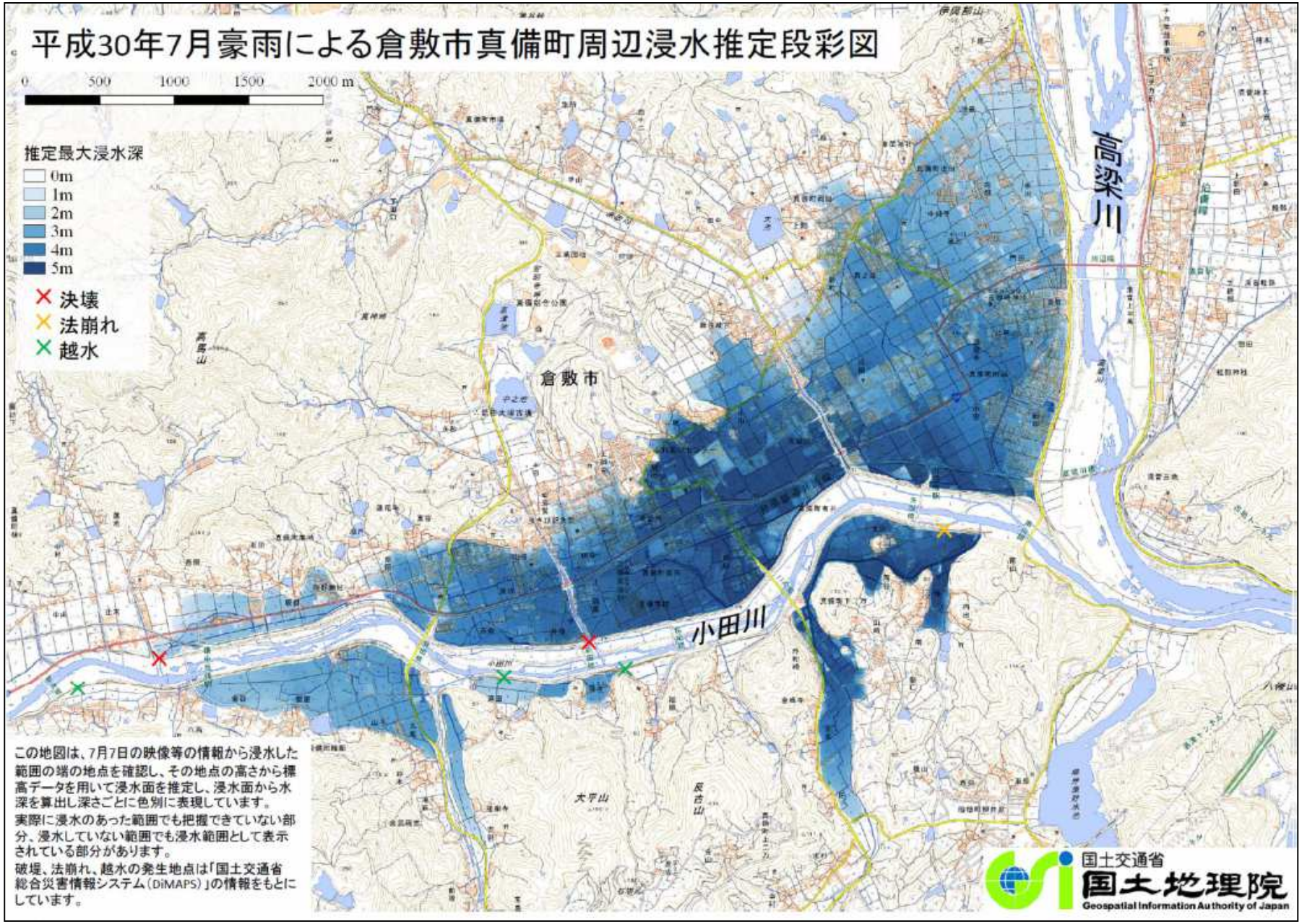
【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

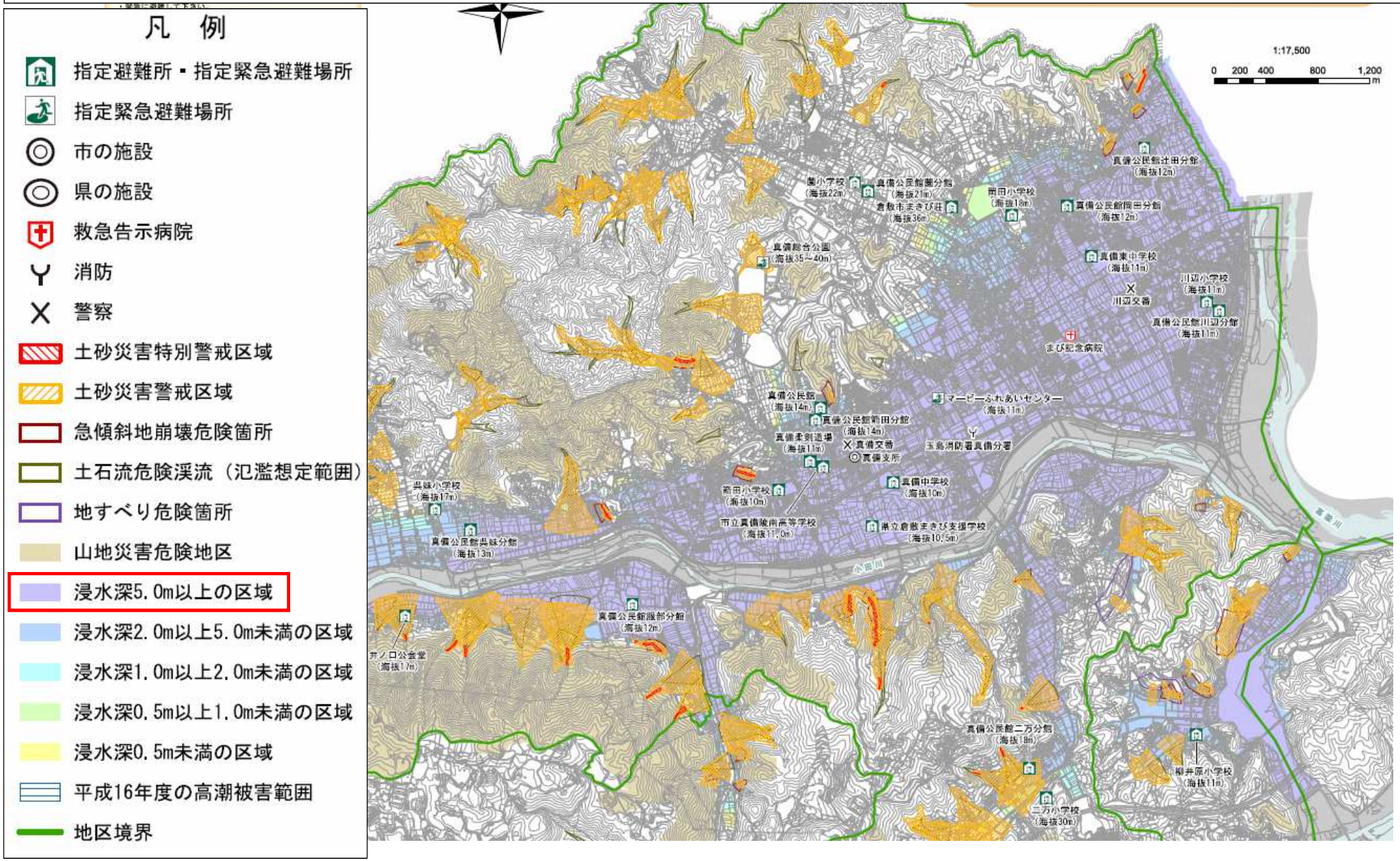
■H30年7月豪雨（西日本豪雨）で甚大な被害を受けた倉敷市真備町について、当時の映像記録等から浸水していたと考えられる範囲と浸水深を整理した結果が下図です。



3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

■倉敷市では、H29年2月に洪水ハザードマップを作成し、公表していました。

■ハザードマップでは、広い範囲で浸水深が5.0m以上となる可能性が示されていました。



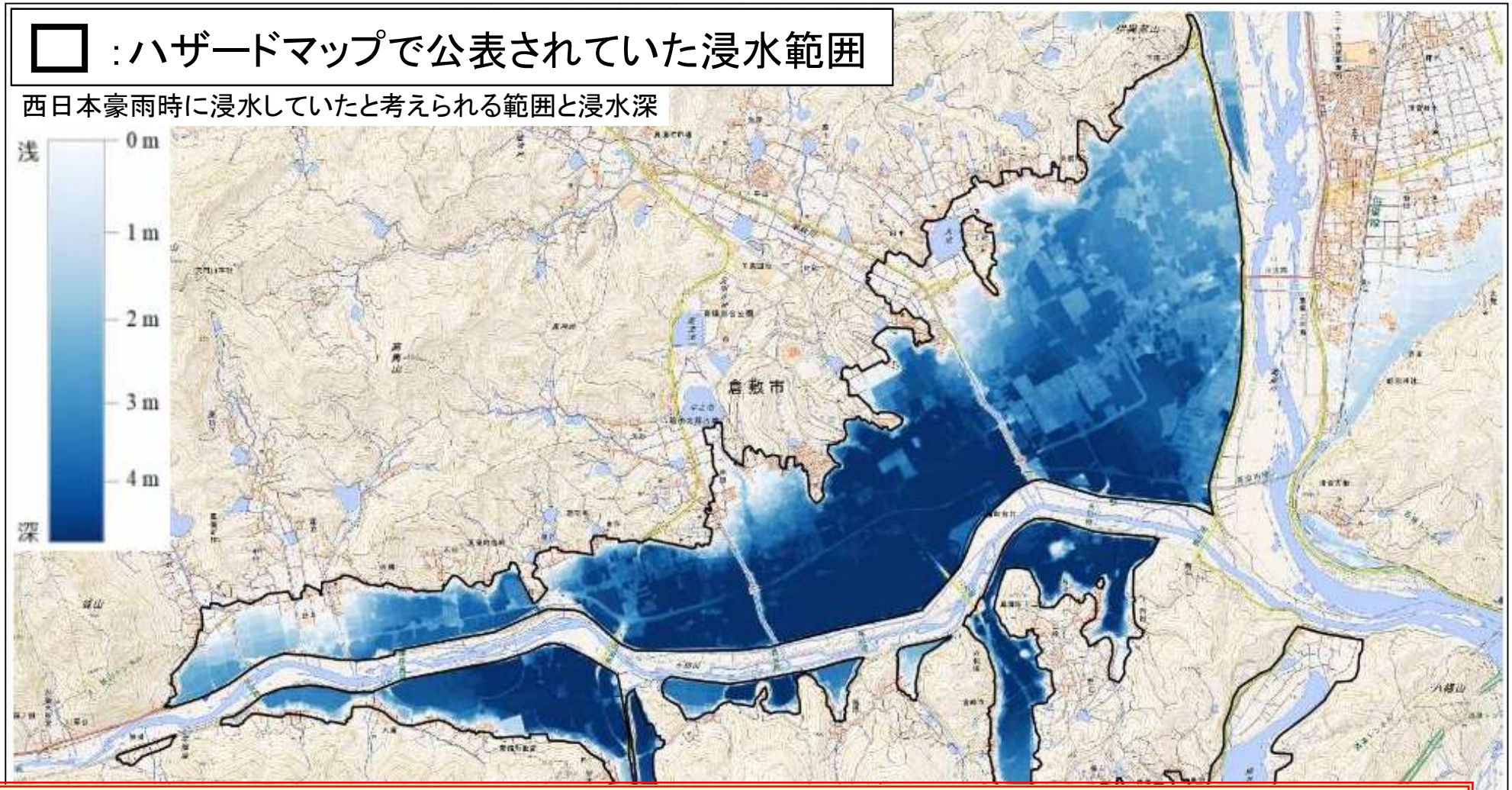
3. 避難確保計画の作成と訓練の必要性

■西日本豪雨で浸水した範囲とハザードマップの範囲は、ほぼ一致する結果となりました。

■災害リスクを「知っている」ことが、実際の避難行動になかなか繋がらないことが課題となっています。

□ :ハザードマップで公表されていた浸水範囲

西日本豪雨時に浸水していたと考えられる範囲と浸水深



■ 避難確保計画を作る（その時について考えてみる）ことが必要です。

■ さらに作った計画を活かし、災害に備える取組の継続が大切です。

＊講習会資料について

■岡山市HP　ホーム ＞ くらしの情報 ＞ 防災・災害支援 ＞ 防災情報 ＞ 水防 ＞ 水防法に基づく申出について

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004589.html

要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です

避難確保計画　検索

浸水被害が発生した場合、要配慮者利用施設では利用者の避難に多くの時間を要する場合があることから、深刻な被害が発生するおそれがあります。このような状況を踏まえ、平成29年6月の「水防法」および「土砂災害防止法」の改正では要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められました。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会について

令和7年度講習会スケジュール

第1回　日時：令和7年11月
第2回　日時：令和7年12
第3回　日時：令和8年　1
第4回　日時：令和8年　2月16日(月曜日)14時～16時(受付13時30分)

8年度版に変更

開催場所

第1回：岡山市勤労者福祉センター　第3会議室
第2回～第4回：岡山市役所　本庁舎7階　大会議室

令和7年度講習会資料

今年度の講習会に使用する資料です。

事前に「(1)講習会資料(その1～5)」及び該当する「(2)避難確保計画様式」、「(3)避難確保計画チェックリスト」を印刷して、ご参加ください。

(1)講習会資料

- 講習会資料(その1)(PD
- 講習会資料(その2)(PDF形式、4.00MB)
- 講習会資料(その3)(PDF形式、4.84MB)
- 講習会資料(その4)(PDF形式、4.17MB)
- 講習会資料(その5)(PDF形式、4.39MB)

8年度版に変更

●本日の講習会について

命を守る

利用者のために
利用者の家族のために

職員の皆さんのために
皆さんの家族のために

地震と風水害

●地震

・過去の記録に基づく調査結果からの予測
・「いつ」は不明・・・平均活動間隔からの発生確率
・「どこで」は対象地域を特定できる
・「どのくらいの大きさ」は既往最大規模

●風水害、土砂災害

・ある程度、予測できるため準備が可能

●防災のポイント

❶ 知る ：起こる災害について知識を知る

➡ 気象情報や防災情報（避難情報）、
危険箇所や避難場所（ハザードマップを活用）など

❷ 備える ：災害時必要となるモノの準備

➡ 災害の種類ごとにとるべき避難行動の訓練
非常持ち出し品、備蓄品の準備　など

❸ 行動する ：迅速な行動

➡ 避難する際の問題点や避難のあり方を検討　など

●講習会のポイント

①様式への記入を中心に進めます。

②防災に関する専門的な解説は控えめにします。

③避難の判断材料や考え方を提示(参考)します。

●避難確保計画の作成

＊避難確保計画の様式

社会福祉施設
避難確保計画

対象災害：水害（洪水）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名：　　】
【住　所：　　】
令和　　年　　月　作成

記入する箇所をピンク色の着色で示しています

対象災害：水害（洪水）
~~土砂災害（がけ崩れ　土石流　地すべり）~~

【施設名：　ももたろう園　】
【住　所：　岡山市北区〇〇〇〇〇　】
令和　6　年　11　月　作成

対象災害：水害（洪水）

【施設名：ももたろう園
【住　所：岡山市北区〇〇〇〇〇
令和　8　年　11　月　作成

●避難確保計画の項目

1.計画の目的・報告

2.施設の概要

3.施設が有する災害リスク

4.防災体制

5.情報収集

6.避難誘導

　避難先までの避難経路図（別紙1）

　施設建物内の避難経路図（別紙2）

7.避難に必要な設備の整備

8.避難に必要な装備品や備蓄品の整備

9.防災教育及び訓練の実施に関する事項

＊避難確保計画の様式【洪水】

◆自衛水防組織を設置しない場合

	項　　目	様式等	ページ
1	計画の目的・報告	様式１	1
2	施設の概要	様式１	1
3	施設が有する災害リスク	様式１	1
4	防災体制（活動体制）	様式２	2~5
5	情報収集・伝達	様式３	6~7
6	避難誘導	様式４	8
—	避難先までの避難経路図	別紙１	9
—	施設建物内の避難経路図	別紙２	10
7	避難に必要な設備の整備	様式５	11
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式５	12
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式６	13
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式８	15
12	緊急連絡網	様式９	16
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	17
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	18
15	防災体制一覧表	様式12	19

避難確保計画は、全ての要素（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、市に提出する様式

【様式１～６】,【別紙１】

※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、

市へ提出しない様式

（ただし、作成の上、施設にて管理）

0. 災害を特定する

（災害の種類、大きさと範囲）

岡山市ハザードマップで、自分の施設に及ぶ「災害の種類」、「大きさ」、「範囲」を確認しましょう。

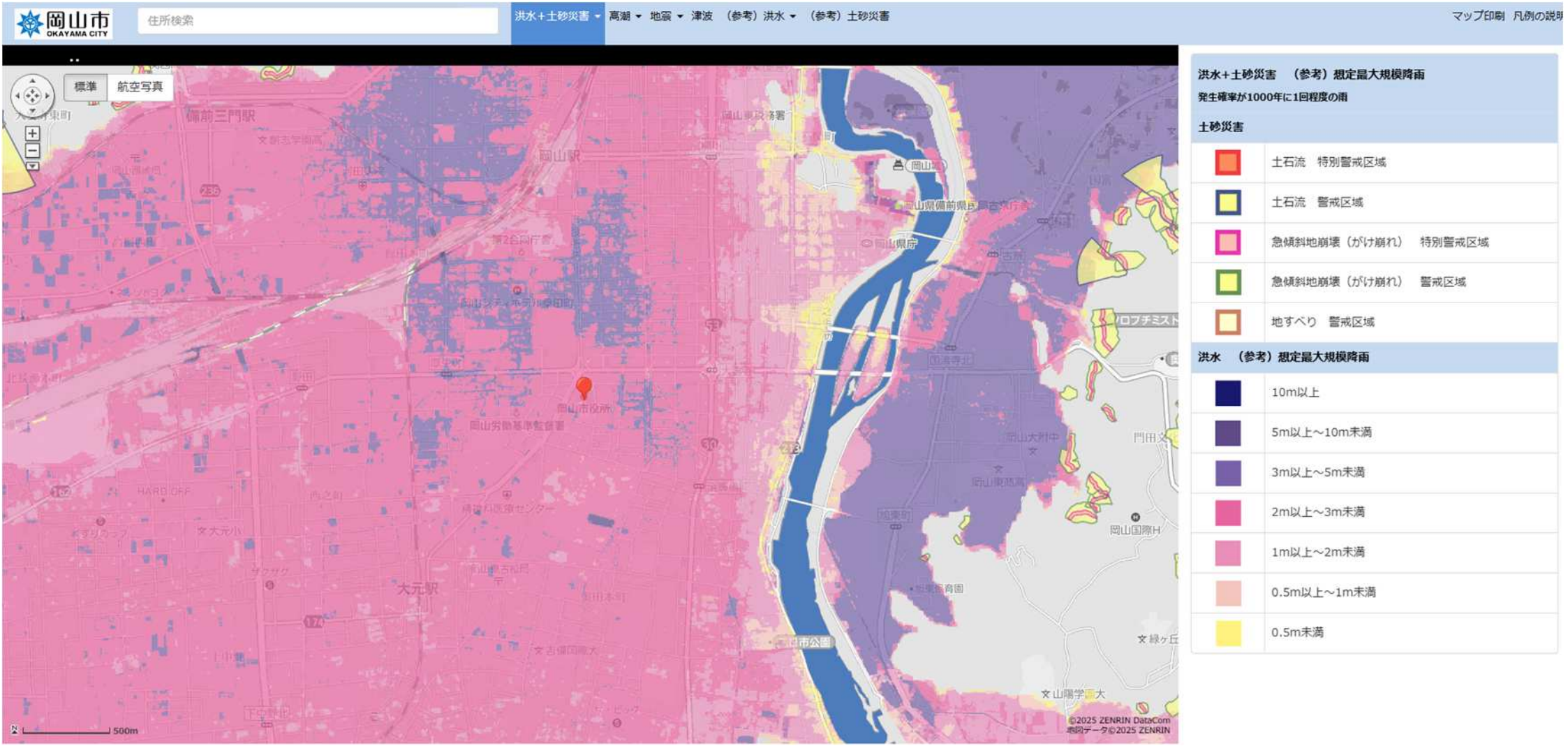
❶洪水ハザードマップ

❷土砂災害ハザードマップ

洪水・土砂ハザードマップ（想定最大規模降雨）

ハザードマップ

岡山市　ハザードマップ　検索



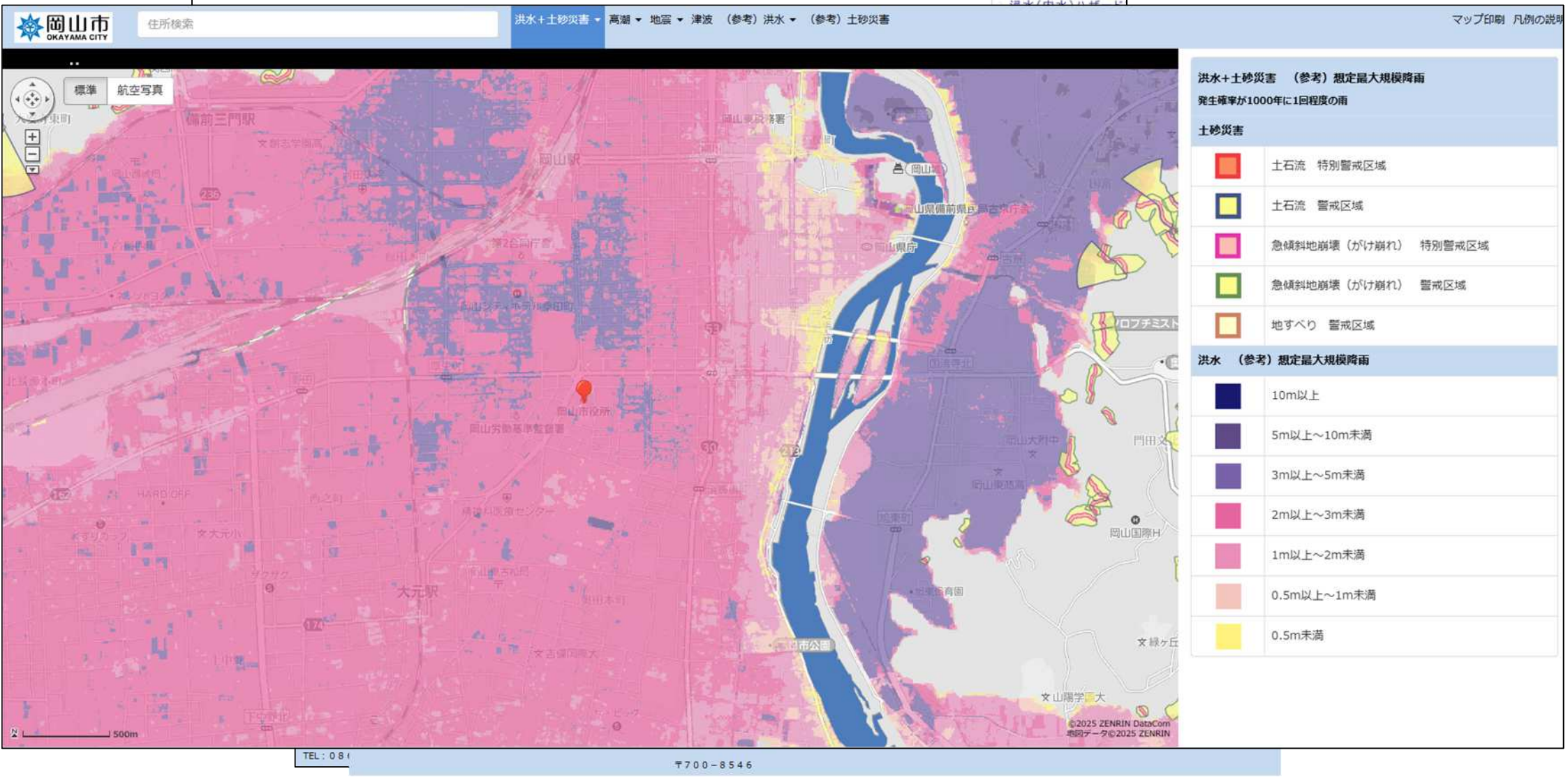
PC操作

洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）



PC操作

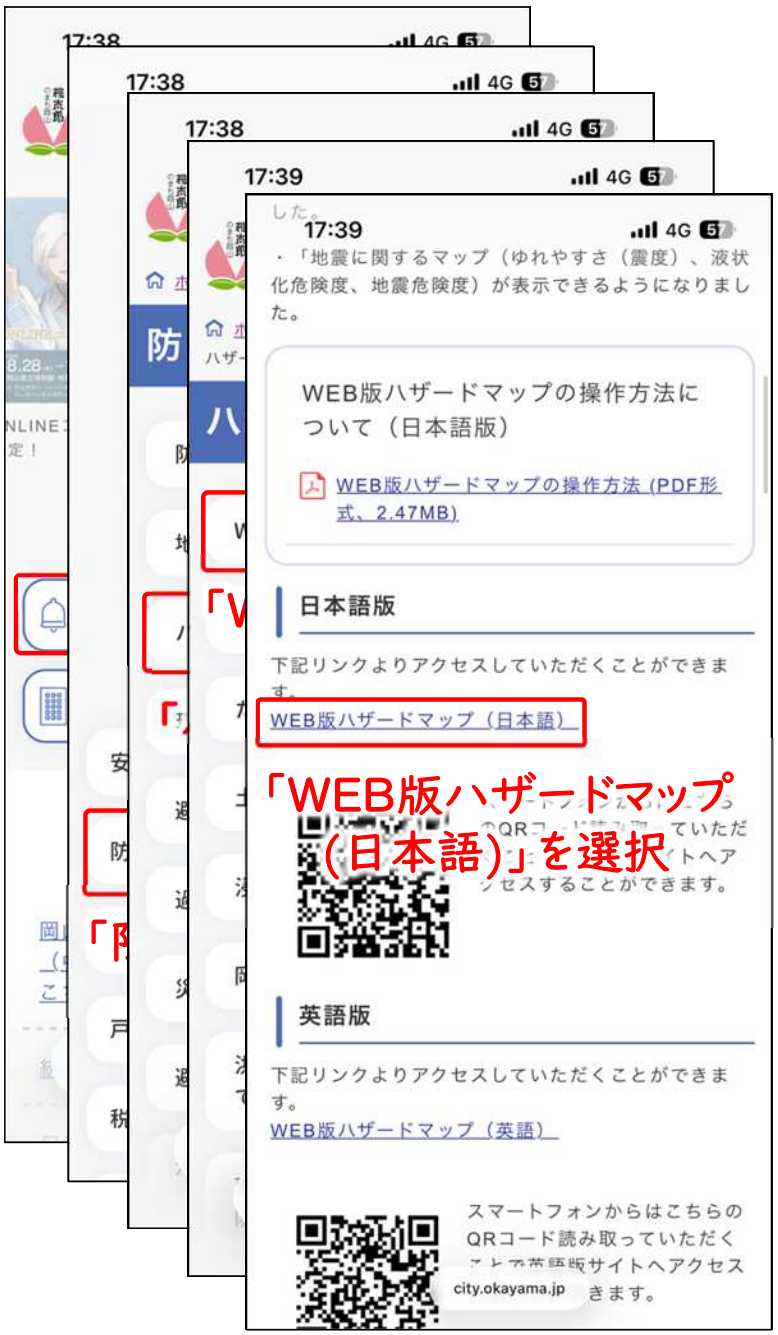
洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）

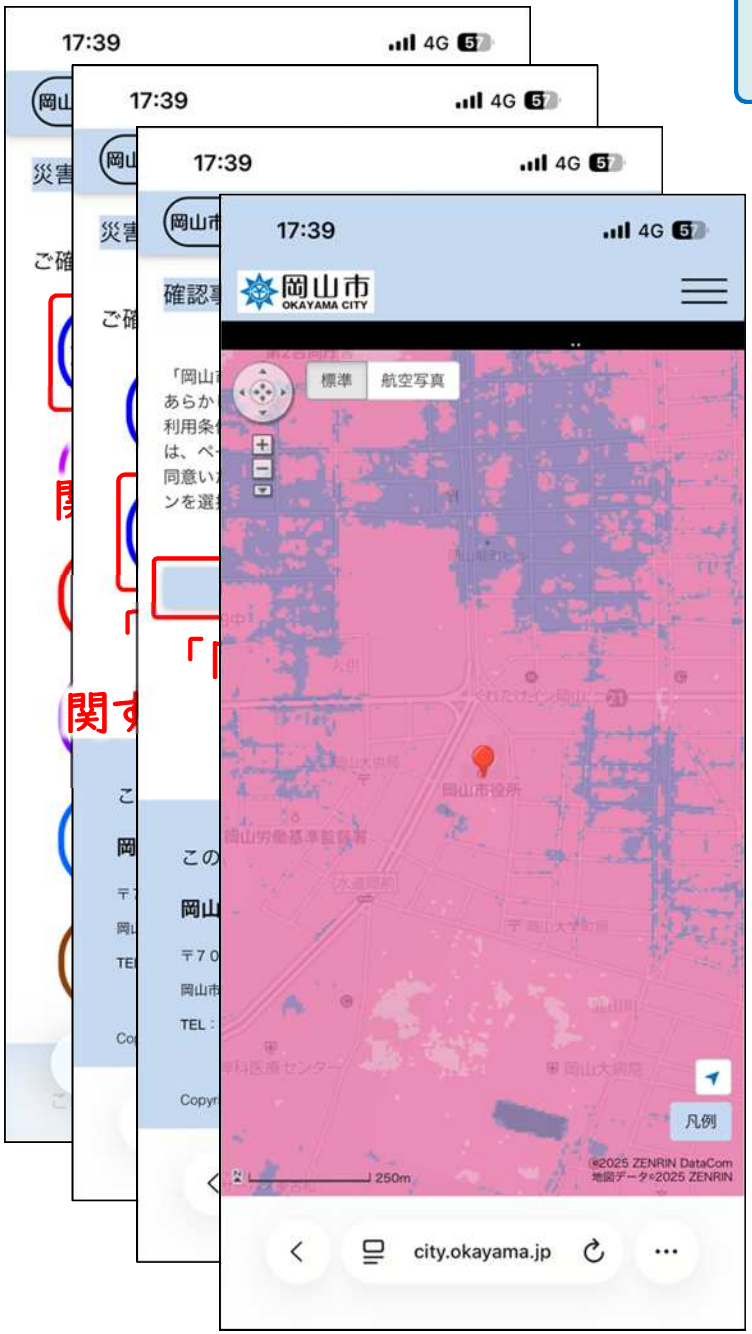


スマホ操作

洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）

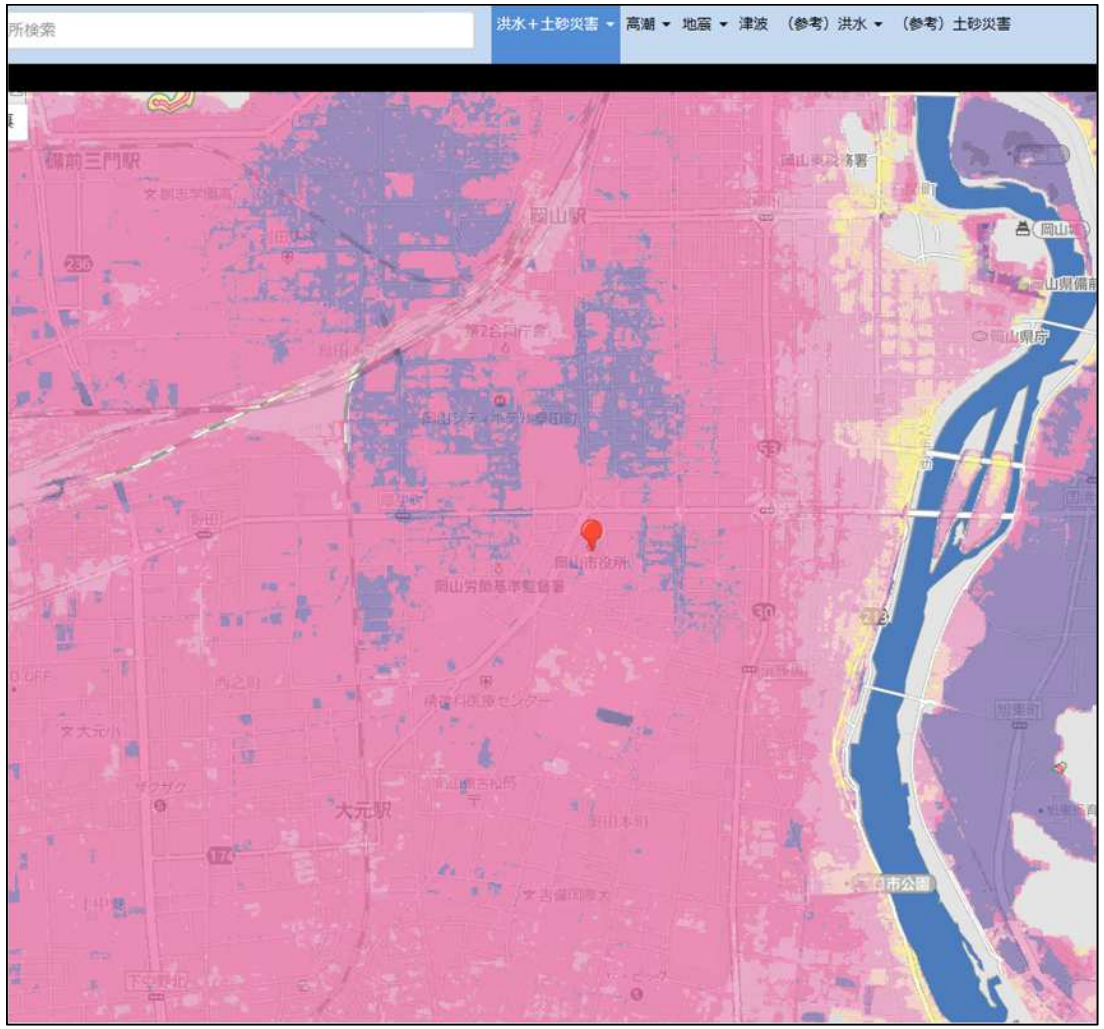
ハザードマップ





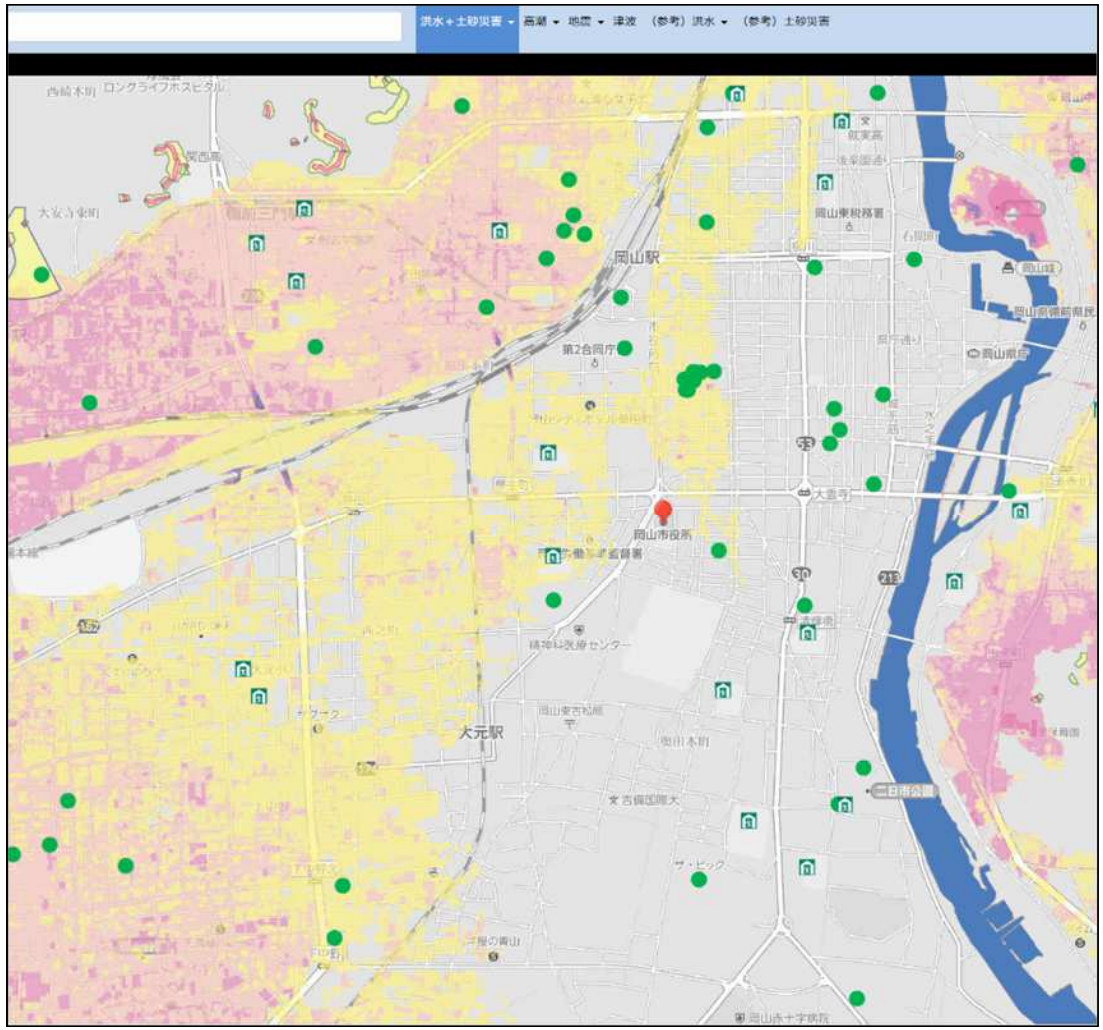
洪水ハザードマップ

【想定最大規模降雨】



浸水深を確認

【計画規模降雨】



避難場所を確認

岡山市HP

岡山市WEB版ハザードマップを更新しました

岡山県が公表した災害想定を受け、令和8年8月に岡山市WEB版ハザードマップを更新しました。

ハザードマップで避難場所や避難経路を確認し、災害に備えましょう。

→岡山市WEB版ハザードマップはこちらから

更新内容

津波ハザードマップ、震度（ゆれやすさ）分布図、液状化危険度分布図

令和8年2月に岡山県が公表した南海トラフ巨大地震発生時の「津波浸水想定図」、「震度分布図」、「液状化危険度分布図」を反映。

→岡山県ホームページ「岡山県津波浸水想定について」はこちらから 別ウィンドウで開く

→岡山県ホームページ「南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険度分布図について」はこちらから 別ウィンドウで開く

洪水ハザードマップ

令和8年3月に岡山県が公表した中小河川の「洪水浸水想定区域図」を反映。

→岡山県ホームページ「洪水浸水想定区域図」はこちらから 別ウィンドウで開く

今回追加された中小河川

【一級河川水系】

（1）旭川水系：倉安川・大堀川

（2）吉井川水系：永江川

【二級河川水系】

（3）笹ヶ瀬川水系：笹ヶ瀬川、田原川、中川、吉宗川、苫田川、日近川、足守川、浮田川、血吸川、桜川、久米田川

（4）倉敷川水系：妹尾川、丙川、宮川

（5）江川水系：江川

（6）幸田川水系：幸田川

（7）幸崎川水系：幸崎川、藤井川

市民のひろばおかやま

WEB版ハザードマップを更新しました

危機管理室　☎086-803-1082

WEB版ハザードマップの「洪水」、「津波」、「震度（ゆれやすさ）」、「液状化危険度」を、最新の内容に更新しました。なお、紙媒体のハザードマップ（洪水・土砂災害、津波）は、令和9年3月末頃に各区役所・支所・地域センター・公民館へ配架する予定です。




洪水

【参考】施設周辺が浸水した場合の影響

■施設が平屋建ての場合、3.0mの浸水で施設は天井付近まで浸かることになります。

■浸水深が0.5mの場合でも、ほとんど歩けなくなるものと考える必要があります。

0.5m～3.0m の浸水では…



0.5m 以下の浸水では…





平成30年7月豪雨時の倉敷市真備町の状況

写真）岡山県資料

●２種類の想定

（　※ハザードマップの浸水の深さと区域の違い　）

❶計画規模降雨：河川整備の基本となる降雨

＊旭川、百間川：概ね150年に１回程度の大雨（48時間に257㎜）

＊砂川（上道）：概ね100年に１回程度の大雨（24時間に228㎜）

＊笹ヶ瀬川、足守川、砂川（一宮）：概ね100年に１回程度の大雨（24時間に188.5㎜）

❷想定最大規模降雨

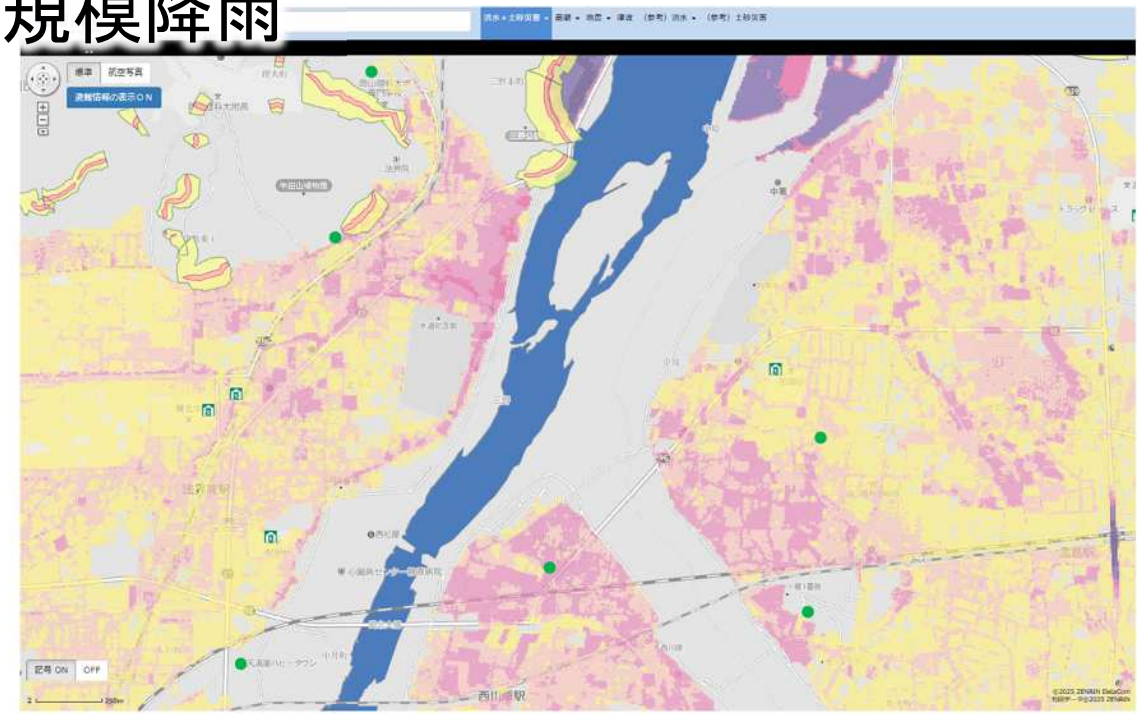
＊旭川流域：概ね1000年に１回程度の降雨48時間に756㎜を想定

＊「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」

＊「洪水浸水想定区域図（浸水継続時間図）」

＊「洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫区域図）」

❶計画規模降雨



	地すべり　警戒区域
洪水　計画規模降雨	
	10m以上
	5m以上～10m未満
	3m以上～5m未満
	2m以上～3m未満
	1m以上～2m未満
	0.5m以上～1m未満
	0.5m未満

❷想定最大規模降雨



洪水　（参考）想定最大規模降雨	
	10m以上
	5m以上～10m未満
	3m以上～5m未満
	2m以上～3m未満
	1m以上～2m未満
	0.5m以上～1m未満
	0.5m未満

＊水害リスクの最近の動向：浸水継続時間と家屋倒壊等のリスクを公表

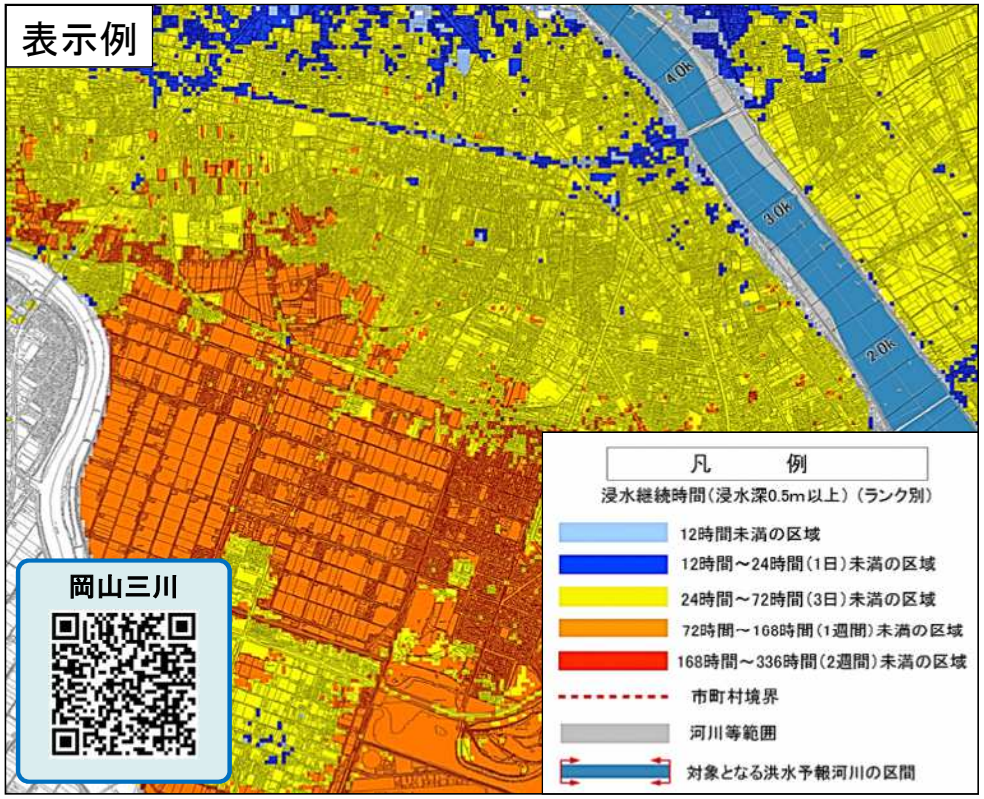
●水災害の激甚化による以下の恐れを踏まえ「浸水継続時間」「家屋倒壊等」のリスクが公表されています。これらは、避難行動・判断の参考になります。

➢洪水による浸水状態が続くことで「長期間にわたり孤立する恐れ」

➢水の流れの力が強い場合に「建物そのものが倒壊する恐れ」

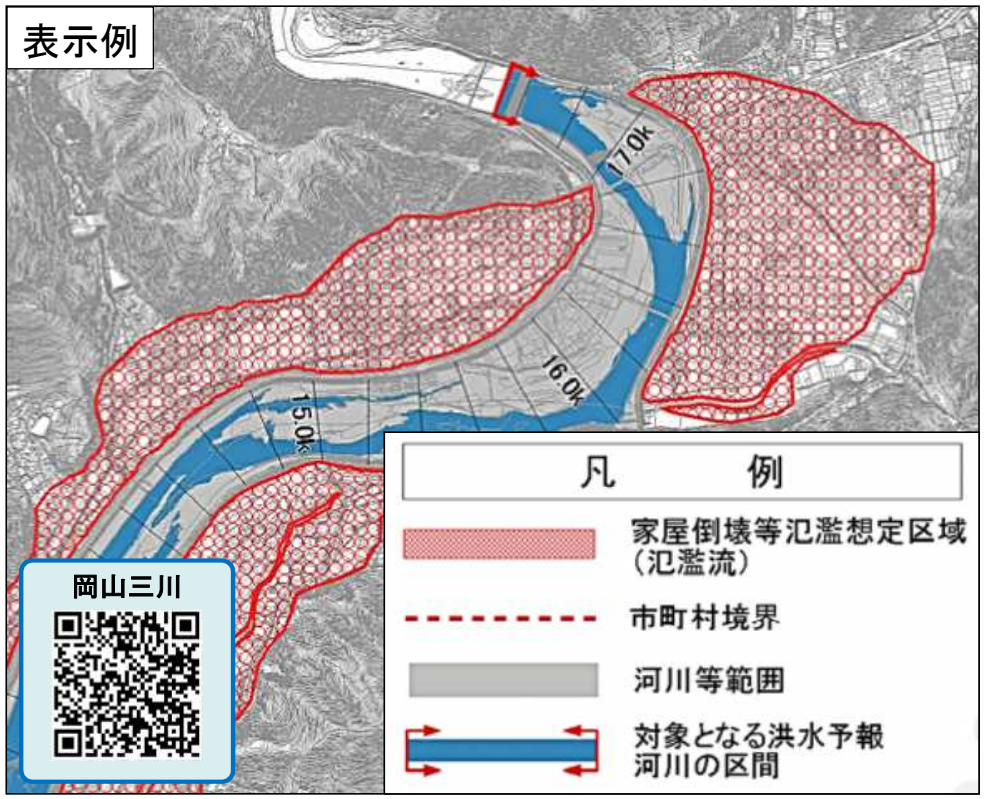
＜浸水継続時間＞

◇浸水深が50cmに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示したもの



＜家屋倒壊危険ゾーン＞

◇洪水時に家屋が倒壊・流失する等の危険性が高い範囲を示したもの



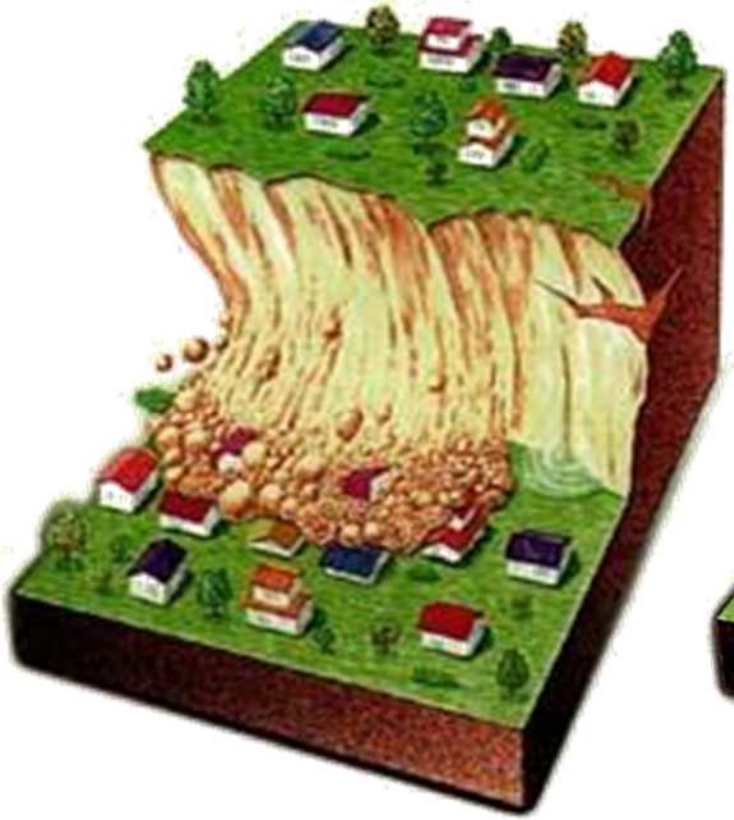
土砂災害

＊土砂災害について

■土砂災害の種類について

＜土砂災害＞
【崖崩れ】 背後等に急傾斜地（がけ）があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
【土石流】 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
【地すべり】 地滑りが発生し、被害のおそれがある場合

がけ崩れ



土石流



地すべり

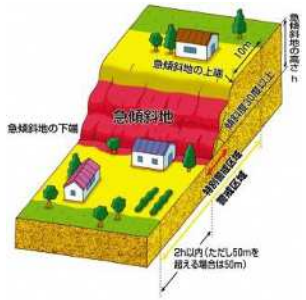


＊土砂災害について

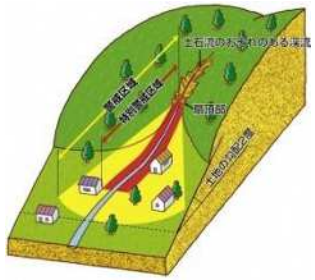
■土砂災害警戒区域等の指定

●土砂災害が起きそうな場所を
イエロー と **レッド** に分けて
みなさんにお知らせしています

急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり



土砂災害警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

●情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】
市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等その他警戒避難体制に関する事項について定める。

●ハザードマップの配布【市町村等】
警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県鉾田市）



住民の避難訓練状況（沖縄県浦添市）



土砂災害特別警戒区域

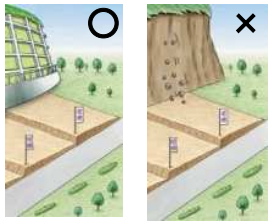
○土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

●特定開発行為に対する許可制【都道府県】
住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従ったものに 限って許可される。

●建築物の構造規制【都道府県または市町村】
居室を有する建築物は、安全性を確保できる構造となっているかどうか、建築確認がされる。

●建築物の移転等の勧告【都道府県】
住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

特定開発行為に対する許可制



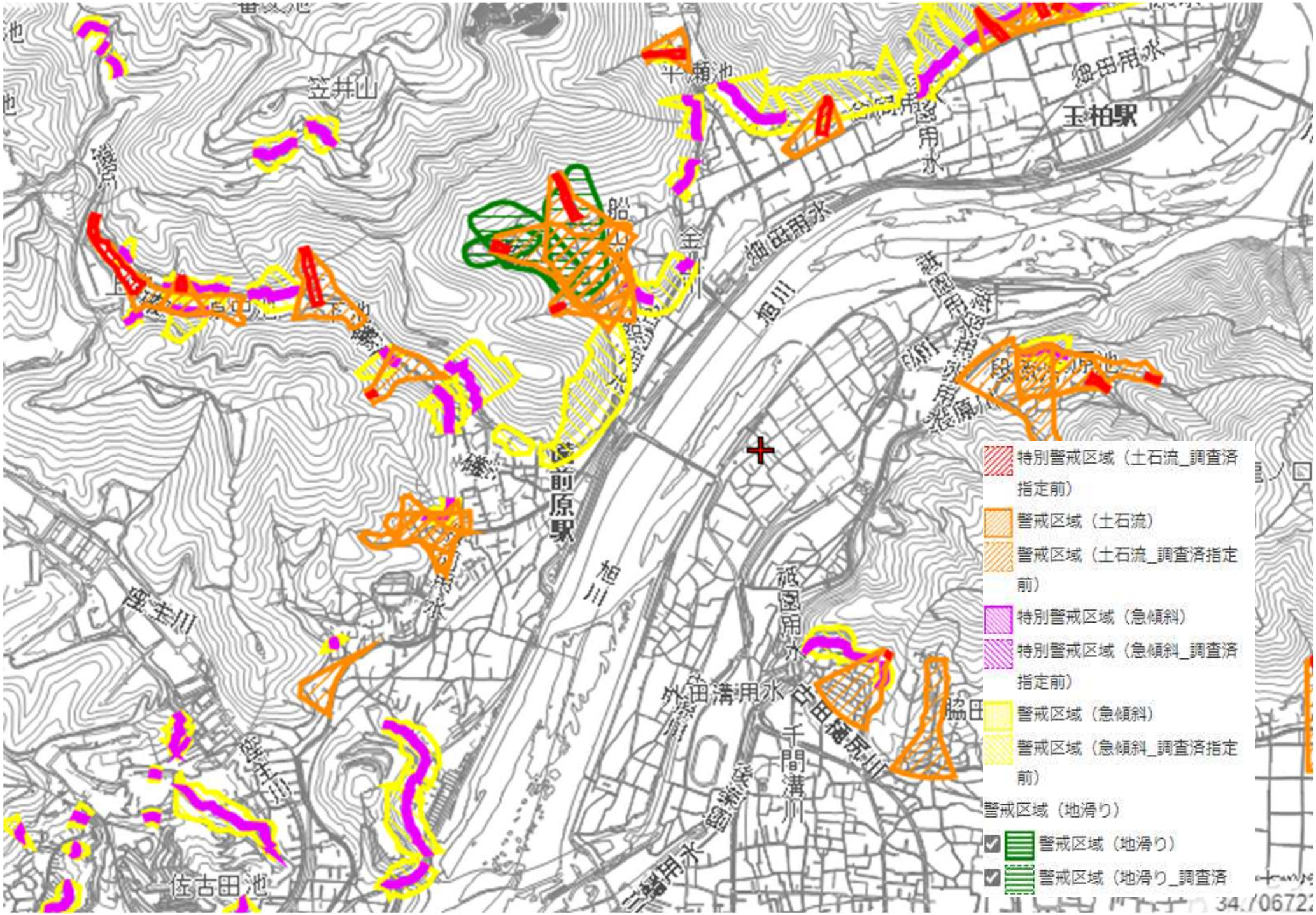
建築物の構造規制



建築物の移転等の勧告



＜国交省資料より引用ー部加工＞


笠井山
玉柏駅
船
金川
旭川
前原駅
佐古田池
特別警戒区域（土石流_調査済指定前）
警戒区域（土石流）
警戒区域（土石流_調査済指定前）
特別警戒区域（急傾斜）
特別警戒区域（急傾斜_調査済指定前）
警戒区域（急傾斜）
警戒区域（急傾斜_調査済指定前）
警戒区域（地滑り）
警戒区域（地滑り）
警戒区域（地滑り_調査済

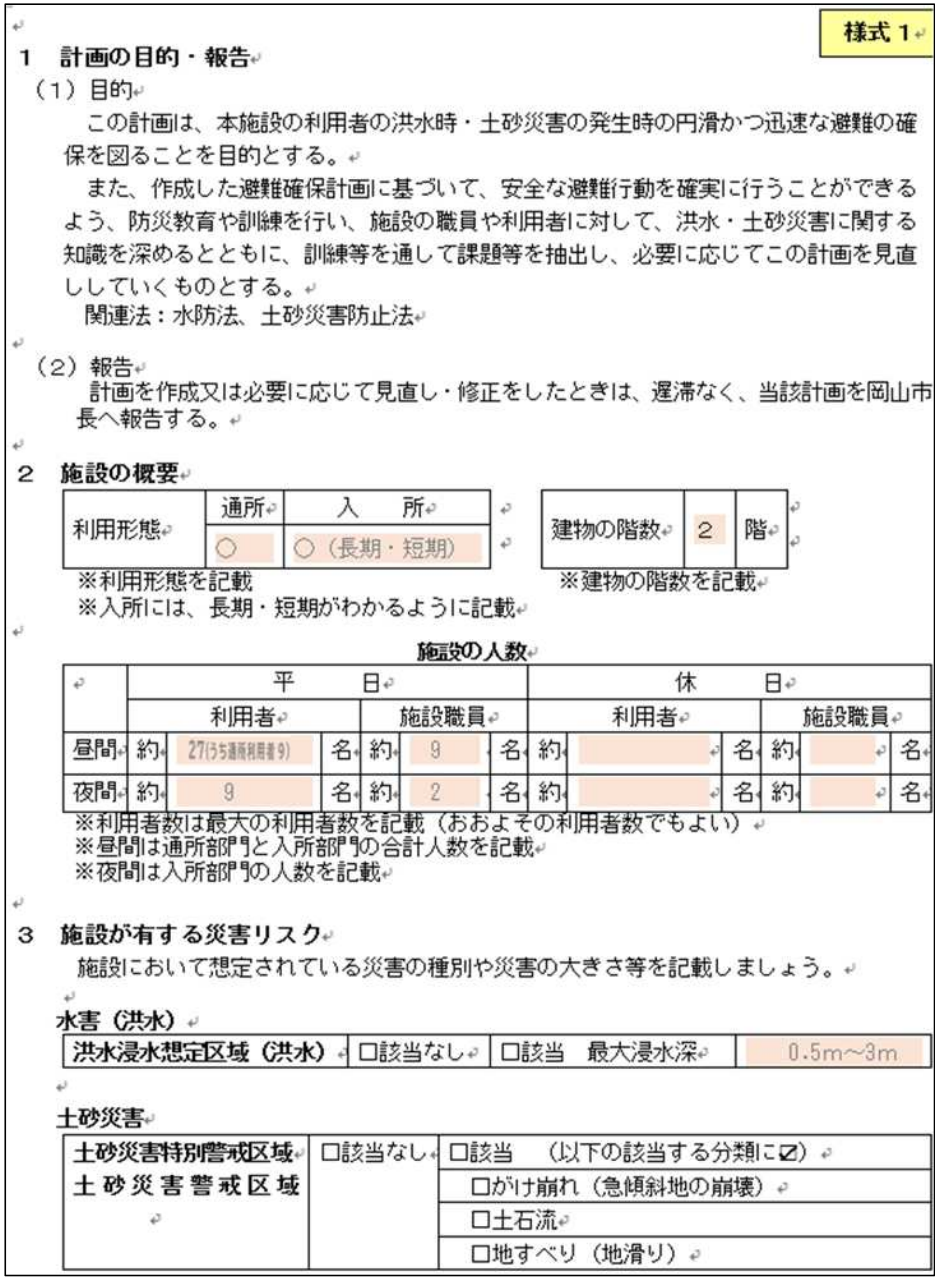
1. 計画の目的

2. 報告

3. 適用範囲

【様式１】 計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集（洪水）の記載を基本とする。	□



様式１

１　計画の目的・報告

（１）目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、土砂災害防止法

（２）報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を岡山市長へ報告する。

２　施設の概要

利用形態	通所	入　所
	○	○（長期・短期）

※利用形態を記載
※入所には、長期・短期がわかるように記載

建物の階数	2	階

※建物の階数を記載

施設の人数

	平日 利用者		平日 施設職員		休日 利用者		休日 施設職員	
昼間	約 27(うち通所利用者 9)	名	約 9	名	約	名	約	名
夜間	約 9	名	約 2	名	約	名	約	名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

３　施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水）

洪水浸水想定区域（洪水）	□該当なし	□該当　最大浸水深	0.5m～3m

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	□該当なし	□該当　（以下の該当する分類に☑）
		□がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）
		□土石流
		□地すべり（地滑り）

【様式１】計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集（洪水）の記載を基本とする。	□

①計画の目的を記入
様式編の「対象災害選択シート」より対象災害を選択すると自動的に作成可能

様式１

１　計画の目的・報告

（１）目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時 ~~土砂災害の発生時~~の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・~~土砂災害~~に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、~~土砂災害防止法~~

（２）報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を岡山市長へ報告する。

②計画を作成したことを岡山市に報告する趣旨の文面を記載

【様式１】 計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集（洪水）の記載を基本とする。	□

２　施設の概要

利用形態	通所	入　所	建物の階数	2	階
	○	○（長期、短期）			

※利用形態を記載
※入所には、長期・短期がわかるように記載

※建物の階数を記載

施設の人数

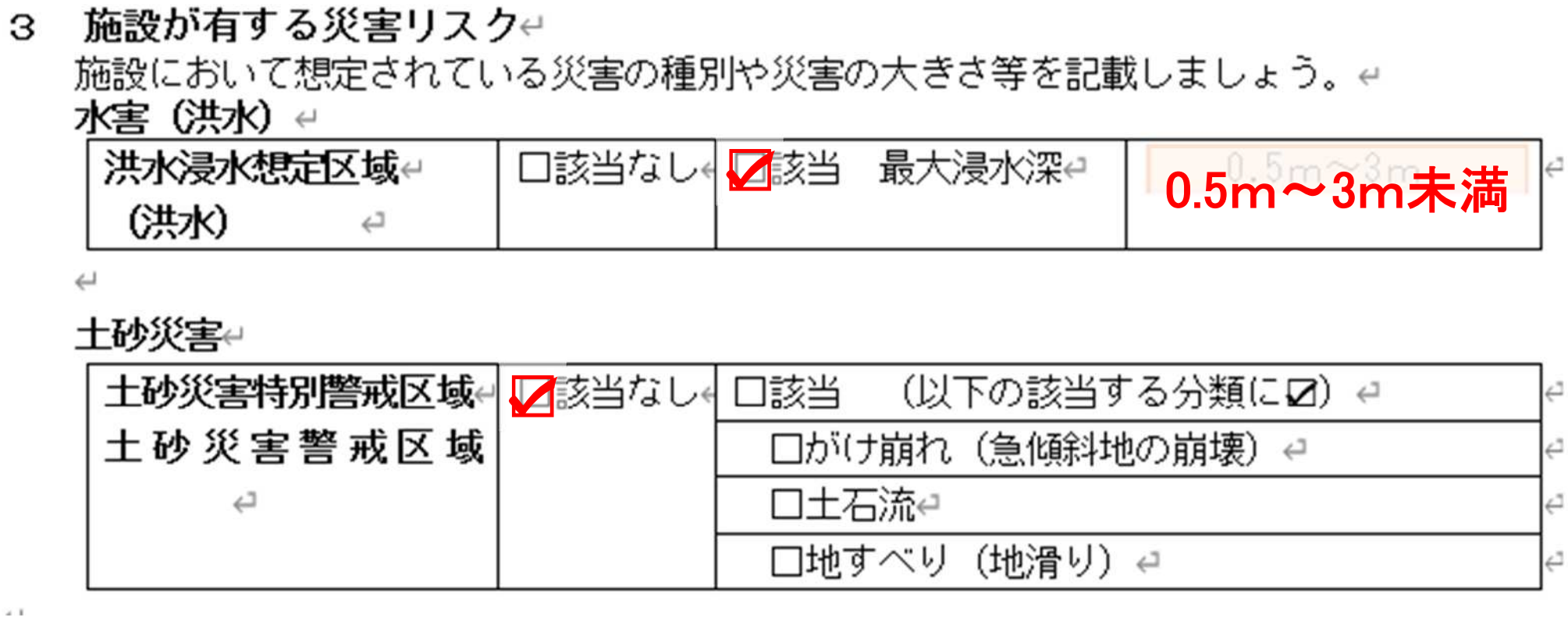
	平日 利用者	平日 施設職員	休日 利用者	休日 施設職員
昼間	約 27(通所9) 名	約 9 名	約 18 名	約 6 名
夜間	約 18 名	約 2 名	約 18 名	約 2 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

施設利用者・職員人数の把握
想定される最大の人数を、平日と休日、昼間と夜間に分けて記載してください。

【様式１】計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集（洪水）の記載を基本とする。	□



3　施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水）

洪水浸水想定区域（洪水）	□該当なし	☑該当　最大浸水深	0.5m～3m未満

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☑該当なし	□該当　（以下の該当する分類に☑） □がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） □土石流 □地すべり（地滑り）

４．防災体制(活動体制)

避難の判断と活動

【様式２】 防災体制 【いつ避難するか】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ（トリガー情報）を設定する。	□

洪　水

様式２

4　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ・レベル２大雨注意報発表 ・早期注意情報または警報・注意報（今後の推移） ・台風の経路 ・今後の雨 ・○○川（△△水位観測所） レベル２氾濫注意報	レベル２ 注意体制確立	気象情報等の情報収集 避難準備の判断と準備開始 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下の情報をもとに判断 ・高齢者等避難の発令 ・レベル３大雨警報 ・警報・注意報（今後の推移） ・○○川（△△水位観測所） レベル３氾濫警報 ・洪水キキクル	レベル３ 警戒体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下の情報をもとに判断 ・避難指示の発令 ・レベル４大雨危険警報 ・○○川（△△水位観測所） レベル４氾濫危険警報 ・洪水キキクル ・河川カメラ	レベル４ 非常体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 職員全員の避難	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）

※防災情報

キキクル	検索	川の防災情報	検索	重ねるハザードマップ	検索

警戒レベル２ ↓ 注意体制 （避難準備）	・災害モードへ気持ちを切り替える。 ・気象情報等の収集を行う。 ・避難準備の判断を行い、準備を開始する。	※「注意体制」の判断は、レベル２氾濫注意報等の気象情報を基に設置する。この判断により、避難の準備を開始する。
警戒レベル３ ↓ 警戒体制 （避難開始）	・避難情報や気象情報等の収集を行う。 ・要配慮者の避難誘導を開始する。	※「警戒体制」の判断は、避難情報等をもとに行い、同時に避難先と経路の安全も確認する。 ※但し、避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方や台風の進路等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。
警戒レベル４ ↓ 非常体制 （全員避難）	・避難情報や気象情報等の収集を行う。 ・職員全員の避難を開始する。	※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

事前休業の判断について

早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。または午前８時の時点で、岡山市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難
暴風警報又は特別警報
レベル３大雨警報
レベル３氾濫警報又はレベル４氾濫危険警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



●新たな避難情報等（令和３年５月～）

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5		緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～			
4		避難指示※2	•避難指示（緊急） •避難勧告
3		高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1		早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

（内閣府・新たな避難情報チラシより抜粋）

令和8年5月29日から 気象情報が新しくなりました

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

緊急安全確保

避難指示

高齢者等避難

注意報

気象情報に「レベル」がつき、避難の判断がしやすくなりました

●「防災体制(活動体制)3段階の説明

警戒レベル2
(○○注意報)

警戒レベル3
高齢者等避難

警戒レベル4
避難指示

判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ・レベル２大雨注意報発表 ・早期注意情報または警報・注意報(今後の推移) ・台風の経路 ・今後の雨 ・○○川（△△水位観測所） レベル２氾濫注意報	レベル2 注意体制確立	気象情報等の情報収集 避難準備の判断と準備開始 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下の情報をもとに判断 ・高齢者等避難の発令 ・レベル３大雨警報 ・警報・注意報（今後の推移） ・○○川（△△水位観測所） レベル３氾濫警報 ・洪水キキクル	レベル3 警戒体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下の情報をもとに判断 ・避難指示の発令 ・レベル４大雨危険警報 ・○○川（△△水位観測所） レベル４氾濫危険警報 ・洪水キキクル ・河川カメラ	レベル4 非常体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 職員全員の避難	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）

●「防災体制(活動体制)３段階の説明



注意体制
（避難準備）

＊「避難準備の判断」と
「避難準備開始」

警戒体制
（避難開始）

＊要配慮者：「避難開始」

非常体制
（全員避難）

＊職員全員：「避難開始」

●「防災体制(活動体制)3段階の説明



注意体制（避難準備）

＊「避難準備の判断」と「避難準備開始」

①情報受信 ＋ ②状況確認

警戒体制（避難開始）

＊要配慮者：「避難開始」

①情報受信 ＋ ②状況確認

非常体制（全員避難）

＊職員全員：「避難開始」

①情報受信 ＋ ②状況確認

●「防災体制(活動体制)3段階の説明



判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ・洪水注意報発表 ・早期注意情報または警報・注意報(今後の推移) ・台風の経路 ・今後の雨 ・○○川（△△水位観測所） 氾濫注意情報	レベル2 注意体制確立	気象情報等の情報収集 避難準備の判断と準備開始 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下の情報をもとに判断 ・高齢者等避難の発令 ・警報・注意報（今後の推移） ・○○川（△△水位観測所） 氾濫警戒情報 ・洪水キキクル ・河川カメラ	レベル3 警戒体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下の情報をもとに判断 ・避難指示の発令 ・○○川（△△水位観測所） 氾濫危険情報 ・洪水キキクル ・河川カメラ	レベル4 非常体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 職員全員の避難	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）

以下の情報をもとに判断
・レベル2大雨注意報発表
・早期注意情報または警報・注意報
（今後の推移）
・台風の経路
・今後の雨
・○○川（△△水位観測所）
レベル2氾濫注意報報

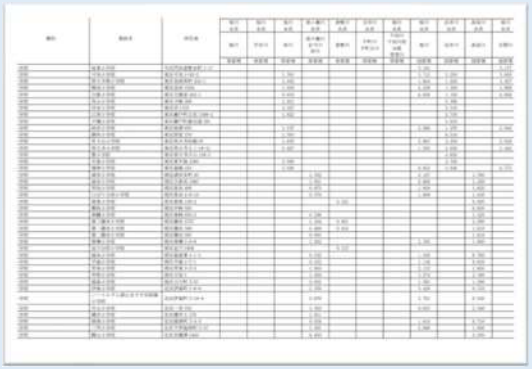
避難判断時に見る河川　と　水位観測所　を確認する

対象河川を調べる

「岡山市地域防災計画」

施設ごとの浸水深一覧表（資料編第4）

対象河川を確認



水位観測所を調べる

川の防災情報

「地図から探す」ページ

水位観測所を確認



避難判断時に見る河川を確認する



(2) 社会福祉施設等

令和４年４月１日現在

種別	施設名	所在地	想定最大規模降雨における浸水深(m)										
			旭川水系	旭川水系	旭川水系	笹ヶ瀬川水系	倉敷川水系	吉井川水系	旭川水系	旭川水系	吉井川水系	高梁川水系	旭川水系
			旭川	宇甘川	砂川	笹ヶ瀬川 足守川 砂川	倉敷川	千町川 千町古川	千田川 千田川放水路 香登川	旭川	吉井川	高梁川	百間川
			県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	国管理	国管理	国管理	国管理
介護医療院	介護医療院ちとせ　東区西大寺中野498-1	東区西大寺中野498-1			0.939					1.789	1.990		1.734
義務教育学校	山南学園	東区北帝田509-1									1.220		
ケアハウス	かがやき	中区乙多見147-1								5.615			5.618
ケアハウス	ロータス桑野	中区桑野486-12								2.015			2.479
ケアハウス	サンライフ・カドタ	中区門田屋敷4-5-13								4.105			4.091
ケアハウス	あかね	東区古原222			0.829					1.680	3.190		1.675
ケアハウス	タなぎ苑	東区宿毛745-3									0.700		
ケアハウス	アネックスハモニカ	東区浅川520-9									4.630		
ケアハウス	あじさい	南区浦安本町182-1				2.052				2.798		2.480	
ケアハウス	パラジェネシス	南区東畦768				0.101						1.320	
ケアハウス	パラジェネシスⅡ	南区藤田1732-2				1.084	0.481					2.190	
ケアハウス	うららか	南区福富東1-7-43				0.452				1.411		0.980	
ケアハウス	たけべの里	北区建部町建部上557-2	3.016										
ケアハウス	やよいの里	北区国体町3-12				0.517				2.618		0.240	
ケアハウス	ゆうステイ岡山	北区新庄上545-1				3.048						4.700	
ケアハウス	さえず里(旧茶山亭)	北区楢津429-1				2.814							
サービス付き高齢者向け住宅	ココファン高屋	中区高屋126								4.732			4.748
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅 レジデンスめぐみ	中区国富739-1								3.871			3.837
サービス付き高齢者向け住宅	麻結の雅国富	中区国富792-1								3.614			3.581
サービス付き高齢者向け住宅	リールホーム東岡山	中区神下469-7			0.401					6.055	0.600		6.047
サービス付き高齢者向け住宅	てんとう虫の家	中区倉益114-13								2.244			2.707
サービス付き高齢者向け住宅	てんとう虫の家旭橋	中区倉益170-1								1.743			2.205
サービス付き高齢者向け住宅	サコージュきらめき	中区倉益170-4								1.743			2.205
サービス付き高齢者向け住宅	ライフサポートマンション くらた	中区倉田482								1.631			2.090
サービス付き高齢者向け住宅	ヴェルズ城東	中区長利197-1			1.880					6.752	2.120		6.722
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 千寿	中区土田802-2								5.161			5.160
サービス付き高齢者向け住宅	ライフサポートマンション こころ	中区藤崎661-20								2.715			3.178
サービス付き高齢者向け住宅	アップルウッド西大寺	東区金岡東町1-1-38			1.776					2.578	2.590		2.530
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 シルバーライフかなおか	東区金岡東町1-14-17			0.193					0.799	0.570		0.583
サービス付き高齢者向け住宅	そらの苑	東区金岡東町2-5-11								0.673	2.370		0.427
サービス付き高齢者向け住宅	カーサ・クラ・益野	東区松新町206-1			3.179					4.646	3.580		4.632
サービス付き高齢者向け住宅	ケアビレッジ マナの木	東区神崎町102-2									0.520		
サービス付き高齢者向け住宅	ケアホーム夢楽人	東区瀬戸町瀬戸255-1			4.060						2.030		

資料４－73

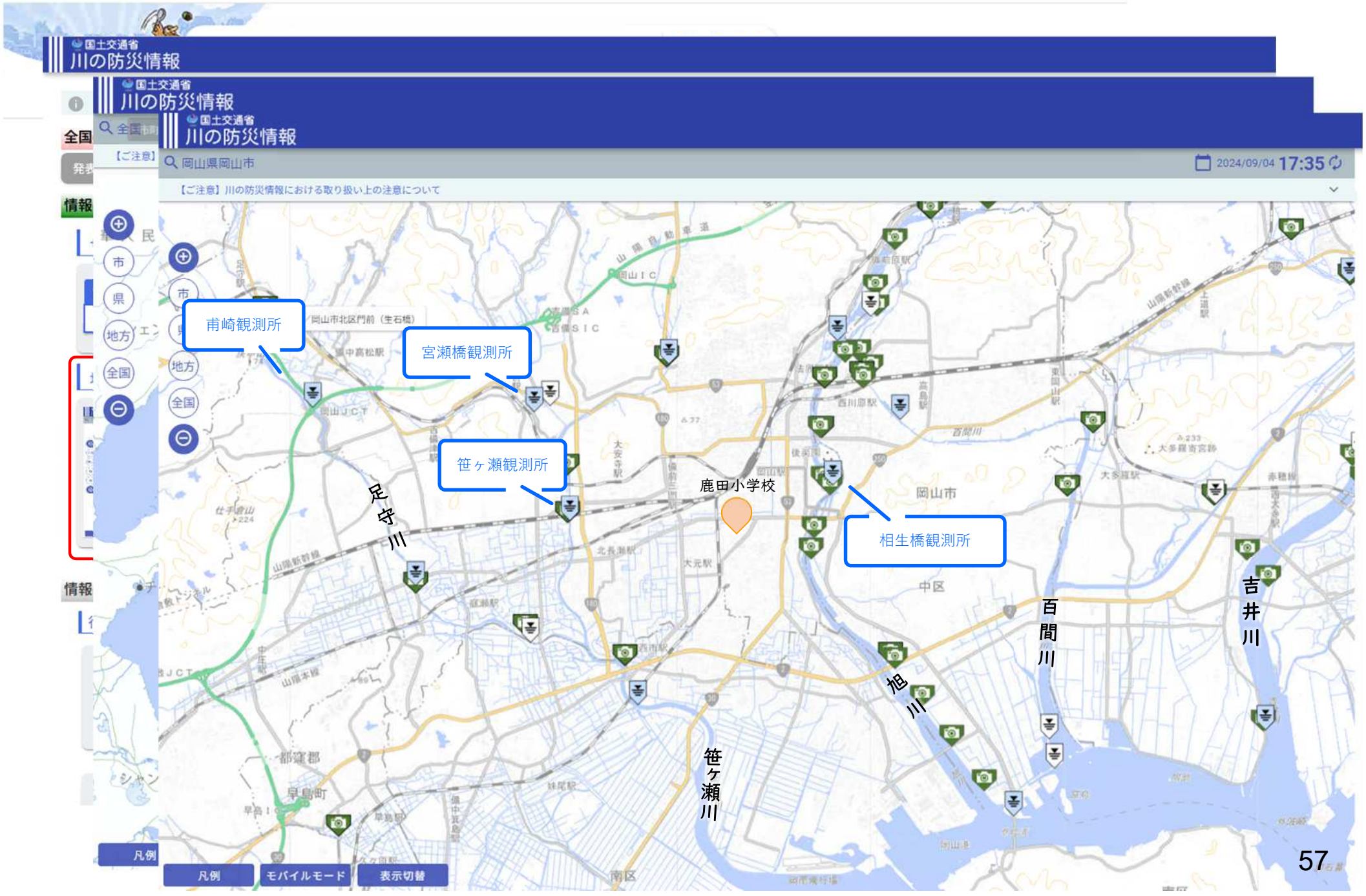
避難判断時に見る河川を確認する

岡山市地域防災計画 － 資料編第4 防災上必要な施設･設備等

例 ： 鹿田小学校

種別	施設名	所在地	想定最大規模降雨における浸水深(m)										
			旭川水系	旭川水系	旭川水系	笹ヶ瀬川水系	倉敷川水系	吉井川水系	旭川水系	旭川水系	吉井川水系	高梁川水系	旭川水系
			旭川	宇甘川	砂川	笹ヶ瀬川 足守川 砂川	倉敷川	千町川 千町古川	干田川 干田川放水路 香登川	旭川	吉井川	高梁川	百間川
			県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	県管理	国管理	国管理	国管理	国管理
小学校	岡山中央小学校	北区弓之町 9-27								2.475			
小学校	牧石小学校	北区玉柏 2108								7.566			
小学校	竹枝小学校	北区建部町吉田 1504	6.998										
小学校	福渡小学校	北区建部町川口 1302	7.869										
小学校	御津南小学校	北区御津野々口 1616	5.083										
小学校	御南小学校	北区今保 243-3				0.822				0.713		1.600	
小学校	庄内小学校	北区三手 336-2										3.160	
小学校	石井小学校	北区寿町 2-8				0.853				2.872		1.250	
小学校	馬屋下小学校	北区松尾 105-1				0.089							
小学校	清輝小学校	北区新道 1								2.037		0.390	
小学校	足守小学校	北区足守 789				3.022							
小学校	大野小学校	北区大安寺南町 2-8-36				1.288				1.958		2.020	
小学校	蛍明小学校	北区大井 360				1.641							
小学校	鹿田小学校	北区大供表町 16-50				0.422				2.582		1.420	
小学校	大元小学校	北区大元上町 9-43				0.950				2.265		1.910	
小学校	御野小学校	北区中井町 1-6-34								3.459			
小学校	西小学校	北区中仙道 1-18-20				1.276				2.177		2.230	
小学校	加茂小学校	北区津寺 517				1.536						4.180	
小学校	吉備小学校	北区庭瀬 256				2.304				1.571		4.010	
小学校	陵南小学校	北区東花尻 241-1				1.539				1.200		2.660	
小学校	平津小学校	北区楢津 738-1				2.903							
小規模作業所	さつき園	南区片岡 176					0.550						
小規模作業所	御津なかよし作業所	北区御津中泉 276		1.983									
小規模住居型児童養育事業所	ファミリーホームまんとみ	東区瀬戸町万富 924-1									8.280		
小規模住居型児童養育事業所	ファミリーホームきらり	南区洲崎 2-14-22				0.152				1.124		0.650	
小規模住居型児童養育事業所	YMCA ファミリーホーム操山寮	北区宿本町 2-13								3.820			
小規模多機能型居宅介護	かたらい	中区乙多見 147-1								5.615			5.618
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム てんとう虫	中区海吉 1537-4								1.443			4.300
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 いこいの里	中区紙園 541-1								5.193			5.083
小規模多機能型居宅介護	ちっちゃな多機能事業所 おかげさん	中区原尾島 4-4-16								5.693			5.658
小規模多機能型居宅介護	指定小規模多機能型居宅介護 事業所　はぐはぐの家	中区高島新屋敷 298								4.169			4.297
小規模多機能型居宅介護	こころの里　やまさき	中区山崎 57								0.744			1.207
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームいほり	中区神下 458-4			0.546					6.168	0.810		6.158
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームてんとう虫 倉益	中区倉益 114-13								2.244			2.707
小規模多機能型居宅介護	ライフサポートくらた	中区倉田 482								1.631			2.090
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム　スマイルケア倉富	中区倉富 501-1								1.944			2.405

水位観測所を確認する


国土交通省
川の防災情報
岡山県岡山市
2024/09/04 17:35
【ご注意】川の防災情報における取り扱い上の注意について
甫崎観測所
宮瀬橋観測所
笹ヶ瀬観測所
相生橋観測所
鹿田小学校
足守川
笹ヶ瀬川
旭川
百間川
吉井川
岡山市
中区
南区
凡例
モバイルモード
表示切替

洪　水

様式2

4　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

生活支援係　総務係

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ・レベル２大雨注意報発表 ・早期注意情報または警報・注意報（今後の推移） ・台風の経路 ・今後の雨 ・○○川（△△水位観測所） レベル２氾濫注意報	レベル２ 注意体制確立	○気象情報等の情報収集 ○避難準備の判断と準備開始 ○使用する資器材の準備 ○保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	・施設長 ・生活支援係 ・総務係

※「川の防災情報」で近くの観測所を確認して下さい

洪　水

様式2

4　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、~~総括、情報班、避難誘導班~~が避難誘導等の活動を行う。

生活支援係　総務係

判　断　時　期	体制	活　動　内　容	対応班　（要員）
以下の情報をもとに判断 ○高齢者等避難の発令 ○レベル３大雨警報 ○警報・注意報（今後の推移） ○○○川（△△水位観測所） ○レベル３氾濫警報 ○洪水キキクル	警戒体制確立　レベル３	○気象情報等の情報収集 ○避難の判断 ○避難先と経路の安全確認 ○要配慮者の避難誘導	・施設長 ・生活支援係 ・総務係

※「川の防災情報」で近くの観測所を確認して下さい

洪　水

様式2

4　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、~~総括、情報班、避難誘導班~~が避難誘導等の活動を行う。

生活支援係　総務係

判　断　時　期	体制	活　動　内　容	対応班　（要員）
以下の情報をもとに判断 ・避難指示の発令 ・レベル４大雨危険警報 ・○○川（△△水位観測所） ・レベル４氾濫危険警報 ・洪水キキクル ・河川カメラ	レベル４ 非常体制確立	○象情報等の情報収集 ○○難の判断 ○○難先と経路の安全確認 ○員全員の避難	・施設長 ・生活支援係 ・総務係

※「川の防災情報」で近くの観測所を確認して下さい

●「洪水」の場合：情報源

	①情報受信	②状況確認
注意体制（避難準備）	防災メール ＋	気象庁：キキクル 川の水位情報
警戒体制（避難開始）	防災メール ＋	気象庁：キキクル 川の水位情報
非常体制（全員避難）	防災メール ＋	気象庁：キキクル 川の水位情報

QRコード

防災メール

洪水キキクル

川の防災情報

●「洪水」の場合：情報の種類

	①情報受信		②状況確認
注意体制 （避難準備）	「気象情報」 a.レベル１ 氾濫注意報	＋	a.早期注意情報 b.警報・注意報(今後の推移) c.台風経路、雨量分布 d.(河川水位、カメラ、目視)
警戒体制 （避難開始）	「避難情報」 a.高齢者等避難	＋	a.警報・注意報(今後の推移) b.洪水キキクル c.河川水位、カメラ d.目視(安全な場合)
非常体制 （全員避難）	「避難情報」 a.避難指示	＋	a.洪水キキクル b.河川水位、カメラ

①情報受信

「気象情報」
・レベル2〇〇注意報

件名: おかやま防災情報メール

岡山県からの気象注警報に関する情報
2021年09月04日 01:10

■岡山県全域
雷注意報 継続
■岡山市
【警戒レベル3相当情報】大雨警報(土砂災害) 発表
【警戒レベル2】洪水注意報 発表

「避難情報」
・高齢者等避難(レベル3〇〇警報)
・避難所開設情報

倉敷市からの避難に関する情報
こちらは倉敷市です。

【警戒レベル3】高齢者等避難
2021年08月13日 18:00
倉敷市 [全域]に土砂災害により
高齢者等避難を発令しました。

岡山市北区からの避難に関する情報
2021年08月14日 10:00
以下の避難所を開設しました。

建部小学校,福渡小学校,御津小学校,建部町公民館,グレート岡山ゴルフ倶楽部(駐車場)

②状況確認

「気象情報」
早期注意情報

○○県沿岸	警報級の可能性					
種別	21日		22日	23日	24日	25日
	夕方まで	夜～明け方	朝～夜遅く			
	6-18	18-6	6-24			
大雨	－	－	[中]	[中]	[中]	－
暴風	－	－	－	－	－	－
波浪	－	－	－	－	－	－

「気象情報」
警報・注意報（今後の推移）

平成２８年　８月３０日５時１９分　盛岡地方気象台発表

岩手県の注意警戒事項
沿岸北部、沿岸南部では、３０日朝から３１日明け方まで土砂災害に、３０日昼前から３０日夜のはじめ頃まで暴風に、３１日明け方まで高波に警戒してください。

岩泉町　［発表］大雨（土砂災害），暴風警報
［継続］波浪警報　雷，洪水，　高潮，　濃霧注意報
３０日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い
３０日昼過ぎまでに高潮警報に切り替える可能性が高い

岩泉町			今後の推移（■警報級 □注意報級）									備考・関連する現象
発表中の警報・注意報等の種別			30日							31日		
			3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	
大雨	1時間最大雨量（ミリ）		16	30	40	50	80	80				
	（浸水害）											浸水注意
	（土砂災害）											土砂災害警戒
洪水	（洪水害）											
暴風	風向風速（矢印・メートル）	陸上	3	10	15	20	25	20	13	10	10	
		海上	10	12	20	25	35	30	15	10	10	以後も注意報級
波浪	波高（メートル）		6	6	8	8	10	10	10	6	6	以後も注意報級 うねり
高潮	潮位（メートル）		0.4	-0.2	0.1	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7		ピークは30日12時頃
雷												竜巻，ひょう
濃霧	陸上											視程100メートル以下 以後も注意報級
	海上											視程500メートル以下 以後も注意報級

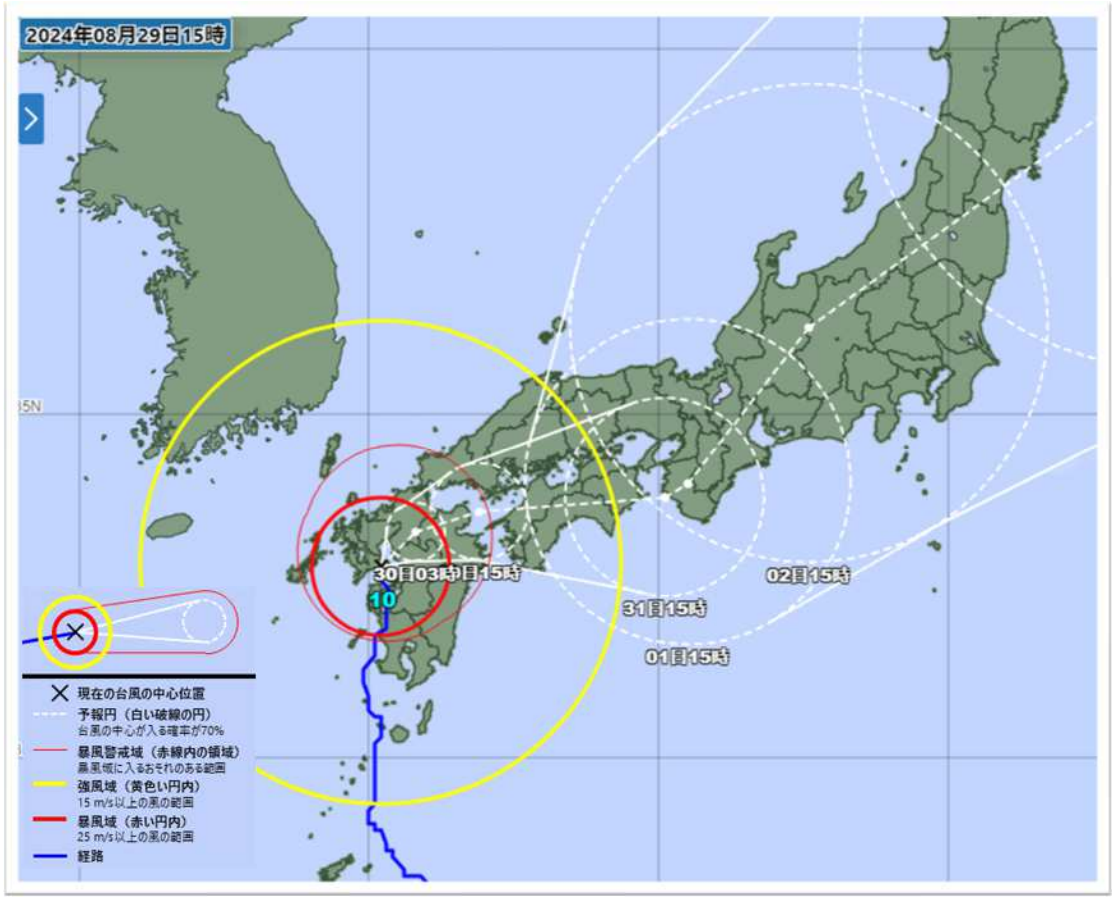
警報は、警報級の現象が予想される8時間帯の最大6時間前に発表します。
▨で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。
各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

【「避難準備」の判断】

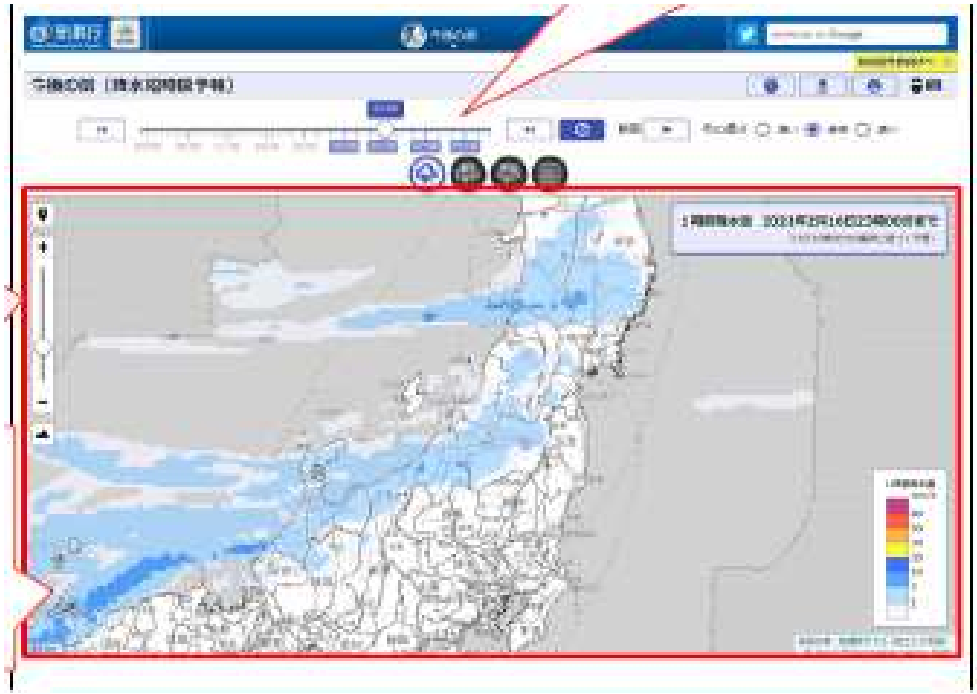
- 警報が長引く（半日～数日）
- 夜間に警報になる（6時間～）
- 複数の警報が出る

②状況確認

台風経路



今後の雨
（解析雨量・降水短時間予想）



＊現時点までの前１時間雨量分布と
15時間先までの予測雨量分布

※視覚的に認識した方が、全容を理解しやすい。

②状況確認　洪水キキクル：洪水警報の危険度分布



※ 写真は日田市職員提供。危険度分布の地図中の丸印は写真撮影地点。

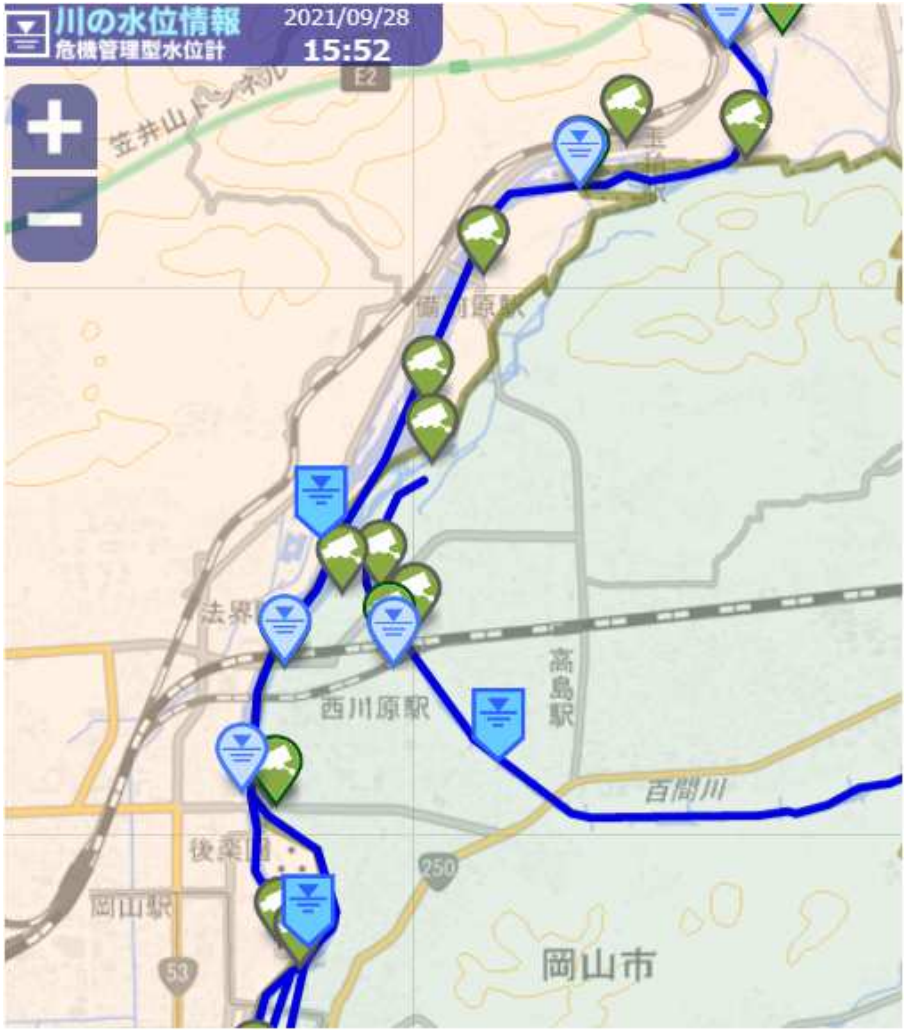


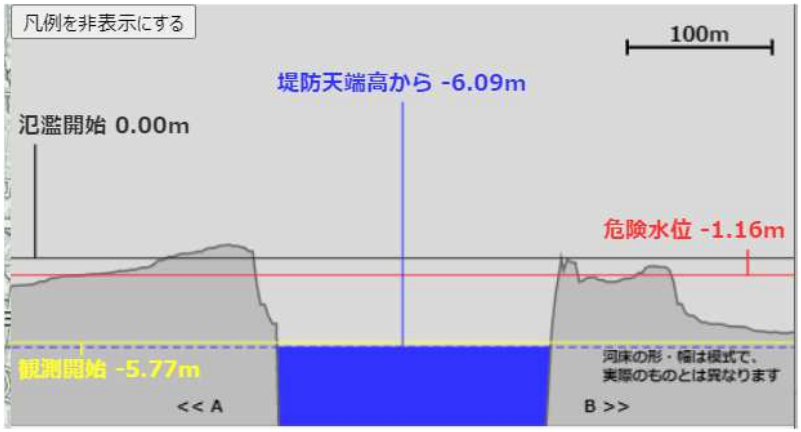


※避難先と避難経路に問題ないか、再確認する。

②状況確認

河川水位、河川カメラ画像、目視







※避難先と避難経路に問題ないか、再確認する。

※現状を視覚的に認識、実感する。

土砂災害

土砂災害

様式２

4　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ・**レベル２土砂災害注意報** ・早期注意情報または警報・注意報（今後の推移） ・台風の経路 ・今後の雨	レベル２ 注意体制確立	気象情報等の情報収集 避難準備の判断と準備開始 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下の情報をもとに判断 ・高齢者等避難の発令 ・**レベル３土砂災害警報** ・警報・注意報（今後の推移） ・土砂キキクル ・土砂災害の前兆現象	レベル３ 警戒体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下の情報をもとに判断 ・避難指示の発令 ・**レベル４土砂災害危険警報** ・土砂キキクル ・土砂災害の前兆現象	レベル４ 非常体制確立	気象情報等の情報収集 避難の判断 避難先と経路の安全確認 職員全員の避難	総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）

※防災情報

岡山県土砂災害危険度情報　検索

岡山県土砂災害危険度情報

大雨による土砂災害の危険があるとき
土砂災害警戒情報を補足する土砂災害情報収集にご利用ください。

警戒レベル２ ↓ 注意体制 （避難準備）	・災害モードへ気持ちを切り替える。 ・気象情報等の収集を行う。 ・避難準備の判断を行い、準備を開始する。	※「注意体制」の判断は、レベル２土砂災害注意報等の気象情報を基に設置する。この判断により、避難の準備を開始する。
警戒レベル３ ↓ 警戒体制 （避難開始）	・避難情報や気象情報等の収集を行う。 ・要配慮者の避難誘導を開始する。	※「警戒体制」の判断は、避難情報等をもとに行い、同時に避難先と経路の安全も確認する。 ※但し、避難情報が出てない場合でも、雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。
警戒レベル４ ↓ 非常体制 （全員避難）	・避難情報や気象情報等の収集を行う。 ・職員全員の避難を開始する。	※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

事前休業の判断について

早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前８時の時点で、岡山市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難
暴風警報又は特別警報
レベル３土砂災害警報又はレベル４土砂災害危険警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

土砂災害

様式２

４　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、~~総括、情報班、避難誘導班~~が避難誘導等の活動を行う。

生活支援係　総務係

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ○レベル２土砂災害注意報 ○早期注意情報または警報・注意報（今後の推移） ○台風の経路 ○今後の雨	レベル２ 注意体制確立	○気象情報等の情報収集 ○避難準備の判断と準備開始 ○使用する資器材の準備 ○保護者・家族等への事前連絡 ~~高齢在宅への事前協力依頼~~	・施設長（達要員） ・生活支援係（達要員） ・総務係（達要員）

土砂災害

様式２

４　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、~~総括　情報班、避難誘導班~~が避難誘導等の活動を行う。

生活支援係　総務係

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下の情報をもとに判断 ○・高齢者等避難の発令 ○・レベル３土砂災害警報 ○・警報・注意報（今後の推移） ○・土砂キキクル ○・土砂災害の前兆現象	警戒体制確立　レベル３	○象情報等の情報収集 ○難の判断 ○難先と経路の安全確認 ○配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導伝達要員） ・施設長 ・生活支援係 ・総務係

土砂災害

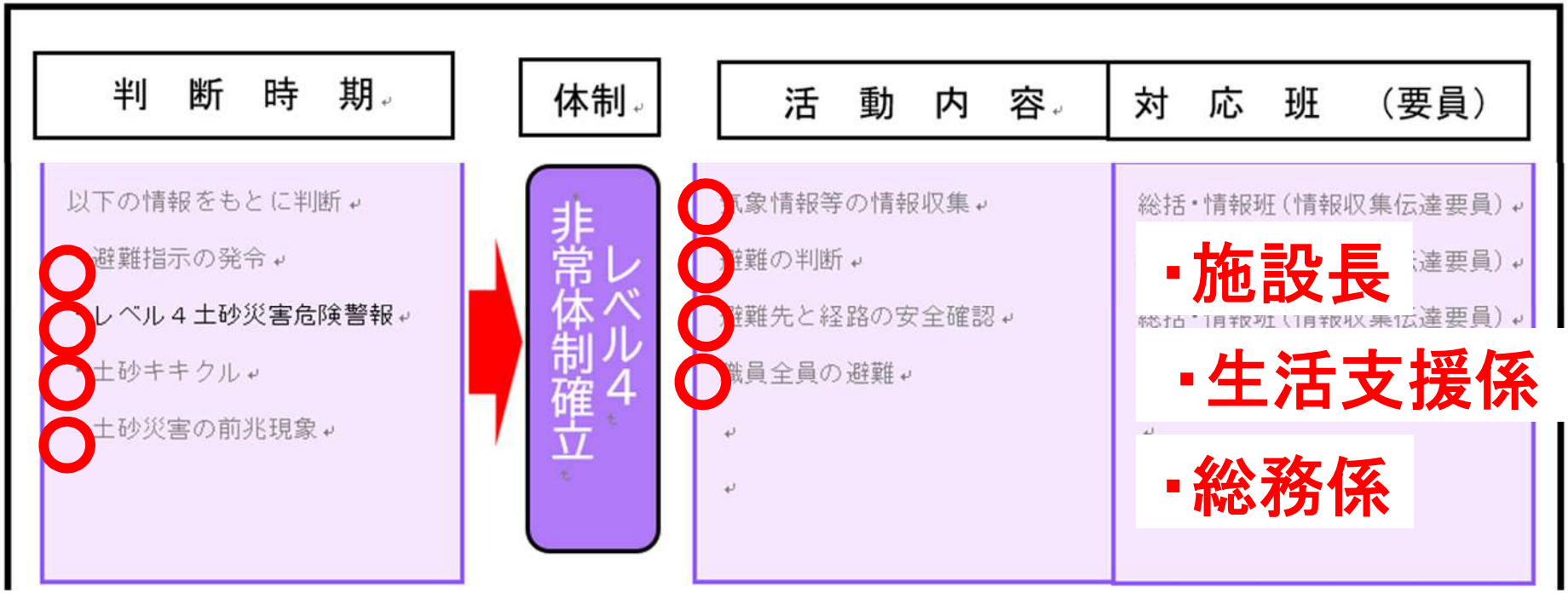
様式２

４　防災体制（活動体制）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、~~総括、情報班、避難誘導班~~が避難誘導等の活動を行う。

生活支援係　総務係

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



●「土砂災害」の場合：情報の種類

	①情報受信		②状況確認
注意体制（避難準備）	「気象情報」 a.レベル１ 土砂災害注意報	＋	a.早期注意情報 b.警報・注意報(今後の推移) c.台風経路、雨量分布 d.(前兆現象)
警戒体制（避難開始）	「避難情報」 a.高齢者避難	＋	a.警報・注意報(今後の推移) b.土砂キキクル
非常体制（全員避難）	「避難情報」 a.避難指示	＋	a.土砂キキクル

①情報受信

「避難情報」
a.避難指示
（土砂災害警戒情報）
（開設避難所）

岡山市からの避難に関する情報
こちらは岡山市です。

【警戒レベル4】避難指示 2021年08月14日 08:00
北区建部町市場,北区建部町大田,北区建部町桜,北区建部町品田(建部学区),北区建部町建部上,北区建部町田地子,北区建部町富沢,北区建部町川口,北区建部町三明寺,北区建部町品田(福渡学区),北区建部町下神目,北区建部町鶴田,北区建部町角石畝,北区建部町角石谷,北区建部町福渡,北区建部町和田南に土砂災害により避難指示を発令しました。

（前兆現象）

※目視の方が、視覚的に実感がわきやすいが、あくまでも参考情報。

表－１　土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹　木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花	－	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする	－	－

土砂キキクル

広島県土砂災害警戒情報　第1号

平成26年8月20日　1時15分
広島県 広島地方気象台　共同発表

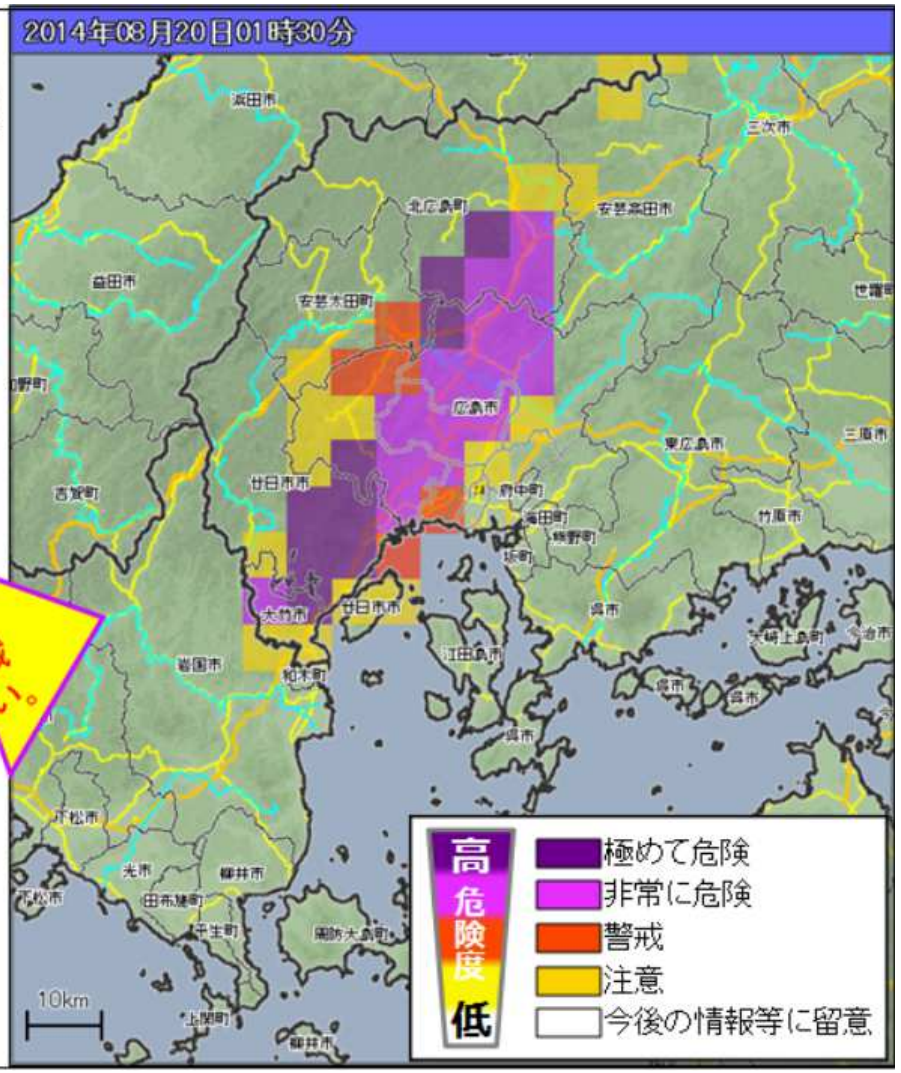
【警戒対象地域】
広島市*　廿日市市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい特にお住まいの方は、早目の避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告等の情報に注意してください。
<補足情報>
危険度の分布は、インターネットで確認できます。(「広島県土砂災害危険度情報」、「気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報」)



警戒対象地域の中で
危険度の高まっている領域
(メッシュ)を確認してください。



※避難先と避難経路に問題ないか、再確認する。

【様式2】4. 防災体制

事前休業の判断について

早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前 8 時の時点で、岡山市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難
暴風警報又は特別警報
レベル３大雨警報
レベル３氾濫警報又はレベル４氾濫危険警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

5. 情報収集・伝達

❶活動のスイッチは「防災メール」で！

岡山市防災メール（日本語版）

岡山市では、市民のみなさんが防災情報を迅速・正確に受け取れるよう、事前に登録していただいた携帯電話やスマートフォンなどにメール配信するサービスを行っています。災害時の情報取得手段として是非ご利用ください。

～配信する情報の種類～

- **災害関連情報**
 避難情報（避難指示、避難勧告など）や避難所開設に関する情報





- **気象情報**
 各種特別警報・警報
 土砂災害警戒情報
 記録的短時間大雨情報
 津波警報・注意報
 竜巻注意情報
 震度情報（震度４以上

メール登録方法

①登録の空メール送信

～携帯電話（スマートフォン）の場合～
右記のQRコードを読み込み、空メールを送信

～PCの場合～
下記のメールアドレスに、空メールを送信
bousai.okayama-city@raiden3.ktaiwork.jp

②仮登録完了メール受信・登録サイトにアクセス
「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。メール末尾に記載されているURLを選択したら、登録サイトに移動します
注意：メールが届かない場合は、okayama-city@raiden3.ktaiwork.jpから受け取ることができるよう「迷惑メールフィルタ」の設定変更をしてください。

③本登録



お住まいの地域を選択
（岡山市全域または○区を選択）

「次へ」を押し、登録内容の確認後に登録ボタンを押してください。
完了メールが届いたら、登録完了です。

気象注意報に関する情報

2021年09月04日 01:10

■岡山県全域

雷注意報 継続

■岡山市

【警戒レベル3相当情報】大雨警報（土砂災害）発表

【警戒レベル2】洪水注意報 発表

観測に関する情報

2021年08月14日 07:00

【岡山市南区】

■彦崎（倉敷川） 2.50 m

水防団待機水位超過(2.50 m)を超えました。

【倉敷市】

■酒津（高梁川） 7.41 m

水防団待機水位超過(7.40 m)を超えました。

岡山市北区からの避難に関する情報

2021年08月14日 10:00

以下の避難所を開設しました。

建部小学校,福渡小学校,御津小学校,建部町公民館,グレート岡山ゴルフ倶楽部（駐車場）

岡山市南区からの避難に関する情報

2021年08月15日 08:00

以下の避難所を閉鎖しました。

福田小学校,光南台中学校,妹尾中学校,灘崎中学校,小串コミュニティハウス

様式３

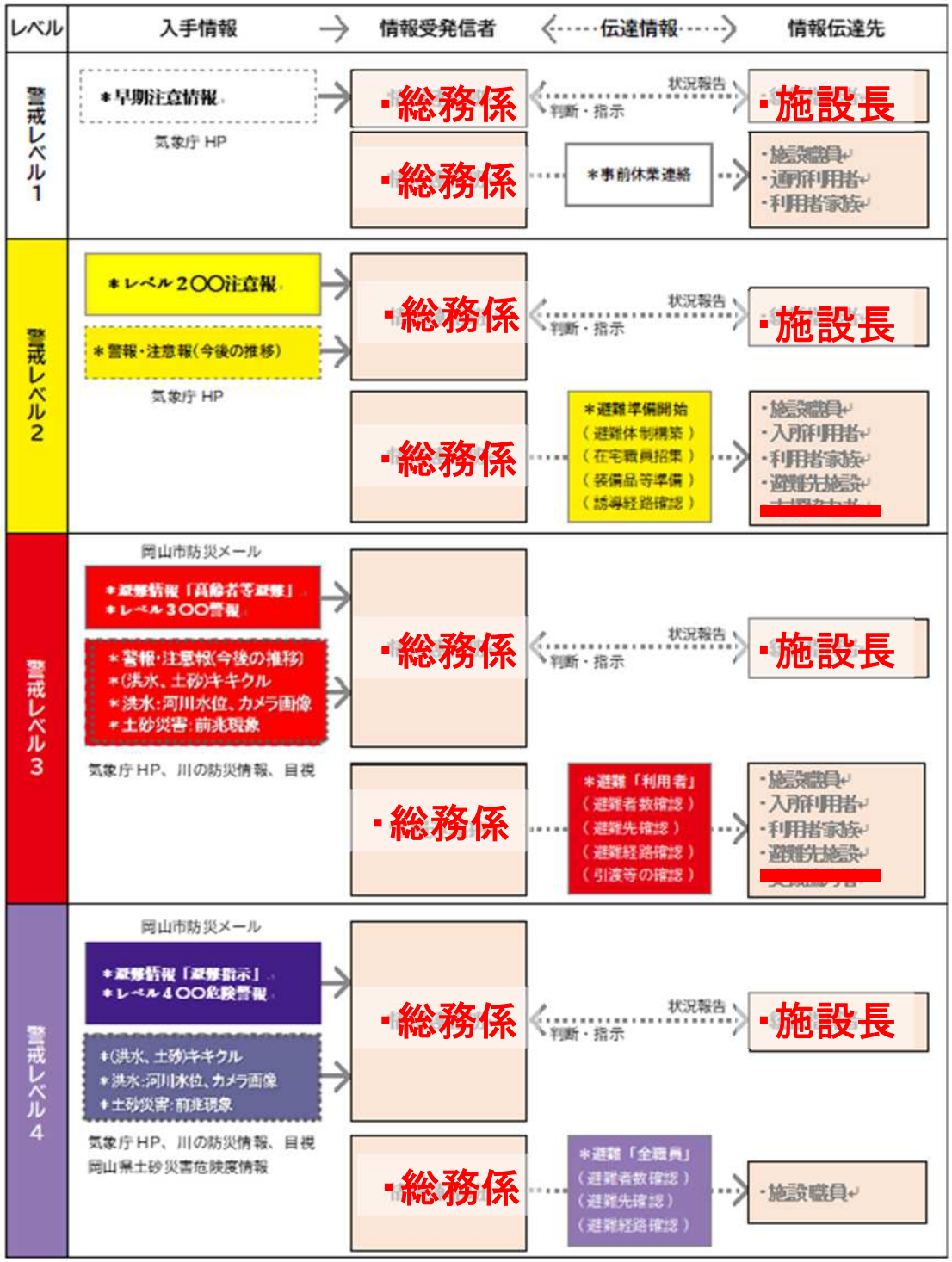
５　情報収集・伝達

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報（気象庁）】 ・早期注意情報（警報級の可能性）	・気象庁ＨＰ
	【避難情報（市町村）】 ・警戒レベル３　高齢者等避難 ・警戒レベル４　避難指示 ・警戒レベル５　緊急安全確保	・岡山市防災メール ・緊急速報メール　等 テレビ、ラジオ
	【避難所の開設状況（市町村）】 指定緊急避難場所 等	・岡山市ＨＰ ・岡山市防災メール
洪水	・レベル２氾濫注意報、レベル３氾濫警報、レベル４氾濫危険警報、レベル５氾濫特別警報 ・レベル２大雨注意報、レベル３大雨警報、レベル４大雨危険警報、レベル５大雨特別警報 ・洪水キキクル ・水害リスクライン	テレビ、ラジオ ・気象庁ＨＰ ・岡山市防災メール ・川の防災情報のＨＰ
土砂災害	・レベル２土砂災害注意報、レベル３土砂災害警報、レベル４大土砂災害危険警報、レベル５土砂災害特別警報 ・土砂キキクル ・岡山県土砂災害危険度情報	テレビ、ラジオ ・気象庁HP ・岡山市防災メール ・岡山県ＨＰ

（2）情報伝達



・施設長

・総務係

・生活支援係

・〇〇〇係

●情報の取得と判断のポイント

❶情報取得に自発的要素を加えて、
判断と行動に主体性と責任を持つ。

❷情報や判断基準を簡潔にすることで、
いつでも、誰でも、同じ判断が出来る。

❸情報は、現況と今後の予測に重点を置き、
無駄な活動や空振りを避ける。

休　　憩

６．避難誘導
（避難場所と経路）

【様式４】 避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式４	避難先を整理する	別紙１で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動の必要時間を想定する。	□

様式４

６　避難誘導

（１）避難先、移動距離及び避難方法

①原則、患者の適切な支援を提供できるA系列病院に立退き避難をする。

②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

③岡山市ホームページで避難場所開設状況を確認する。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法 徒歩	車両	台	その他機材	避難に要する時間	避難開始基準
系列施設や他の同種類似施設	A系列病院	1,000 m	□	☑	4 台	車椅子	1時間	警戒レベル３ 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校（校舎２階以上）	500 m	□	☑	4 台	車椅子	45 分	警戒レベル３ 高齢者等避難
近隣の安全な場所	○○ビル	200 m	☑	☑	4 台	車椅子	30 分	警戒レベル３高齢者等避難
屋内安全確保	3階リハビリテーション室	50 m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー				15 分	警戒レベル３高齢者等避難

土砂災害	避難先名称	移動距離	避難方法 徒歩	車両	台	その他機材	避難に要する時間	避難開始基準
系列施設や他の同種類似施設	A系列病院	1,000 m	□	☑	4 台	車椅子	1時間	警戒レベル３高齢者等避難
指定緊急避難場所	C中学校	650 m	□	☑	4 台	車椅子	45 分	警戒レベル３ 高齢者等避難
近隣の安全な場所	○○ビル	200 m	☑	☑	4 台	車椅子	30 分	警戒レベル３ 高齢者等避難

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する

※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、に存していないこと。

※浸水しない居室があること。

※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

・緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、

過酷な事象に遭遇した場合は「 斜面の反対側の３階のリハビリテーション室 」に緊急的に移動する

（２）避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物内の避難経路図】のとおりとする。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙１ P.9

【施設建物内の避難経路図】 ⇒ 別紙２ P.10

対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式11 P.18

別紙１

【避難先までの避難経路地図】

洪水時・土砂災害の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。

	立退き避難 避難先１	避難に要する時間	避難先２	避難に要する時間	避難先３	避難に要する時間
洪水	A系列病院	1時間	B小学校（校舎２階以上）	45 分	○○ビル	30 分
土砂災害	A系列病院	1時間	C中学校	45 分	○○ビル	30 分

※施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間等を記載してください

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【様式４】 避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動の必要時間を想定する。	□

6　避難誘導

（1）避難先、移動距離及び避難方法

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できる（系列グループホーム）に立退き避難をする。

②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

③岡山市ホームページで避難場所開設状況を確認する。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法 徒歩	避難方法 車両	避難方法 その他機材	避難に要する時間	避難開始基準
系列施設や他の同種類似施設	さわら園	800 m	□	☑ 4 台	○車椅子	60分	○警戒レベル３ 高齢者等避難
指定緊急避難場所	ぴおーね小学校	300 m	□	☑ 4 台	○車椅子	30分	○警戒レベル３ 高齢者等避難
近隣の安全な場所	烏城ビル	200 m	☑	☑ 4 台	○車椅子	20分	○警戒レベル３高齢者等避難
屋内安全確保	３階娯楽室	50 m	○エレベーター、車椅子、ストレッチャー			10分	○警戒レベル３高齢者等避難

土砂災害	避難先名称	移動距離	避難方法 徒歩	避難方法 車両	避難方法 その他機材	避難に要する時間	避難開始基準
系列施設や他の同種類似施設	ままかり園	1500 m	□	☑ 4 台	○車椅子	1時間30分	○警戒レベル３高齢者等避難
指定緊急避難場所	ぴおーね小学校	300 m	□	☑ 4 台	○車椅子	30分	○警戒レベル３ 高齢者等避難
近隣の安全な場所	烏城ビル	200 m	☑	☑ 4 台	○車椅子	20分	○警戒レベル３ 高齢者等避難

※各施設ごとに適切な内容に修正してください

【様式４】 避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式４	避難先を整理する	別紙１で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動の必要時間を想定する。	□

●屋内安全確保

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する。
※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、に存していないこと。
※浸水しない居室があること。
※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

●緊急安全確保

・緊急安全確保
急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、
過酷な事象に遭遇した場合は「　斜面の反対側の２階の○○室　」に緊急的に移動する

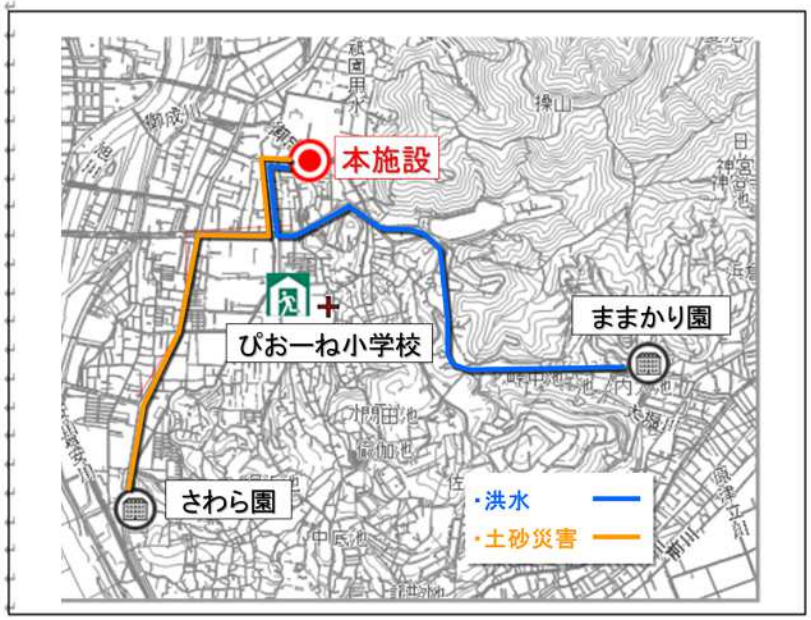
【別紙１】 避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙１	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	□

【避難先までの避難経路地図】

洪水時・土砂災害の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。

	立退き避難					
	避難先１	避難に要する時間	避難先２	避難に要する時間	避難先３	避難に要する時間
洪水	A 会（集男グループホーム）	１時間	B小学校（校舎２階以上）	45 分	○○ビル	30 分
土砂災害	A 会（集男グループホーム）	１時間	B小学校（校舎２階以上）	45 分	○○ビル	30 分



※施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間等を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

■キレイな図面として作る必要はありません。

■施設の方々が、以下を共有することが大切です。

○避難先と避難経路がどこか。

○避難経路上で気をつけておきたいことはないか。

4) 避難経路

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

・○○避難場所までの移動は、○○道路経由とする。
（経路図は、別添図のとおり）

② 施設内避難の場合

・施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
・停電時にはエレベータ停止することに留意する。
（経路図は、別添図のとおり）

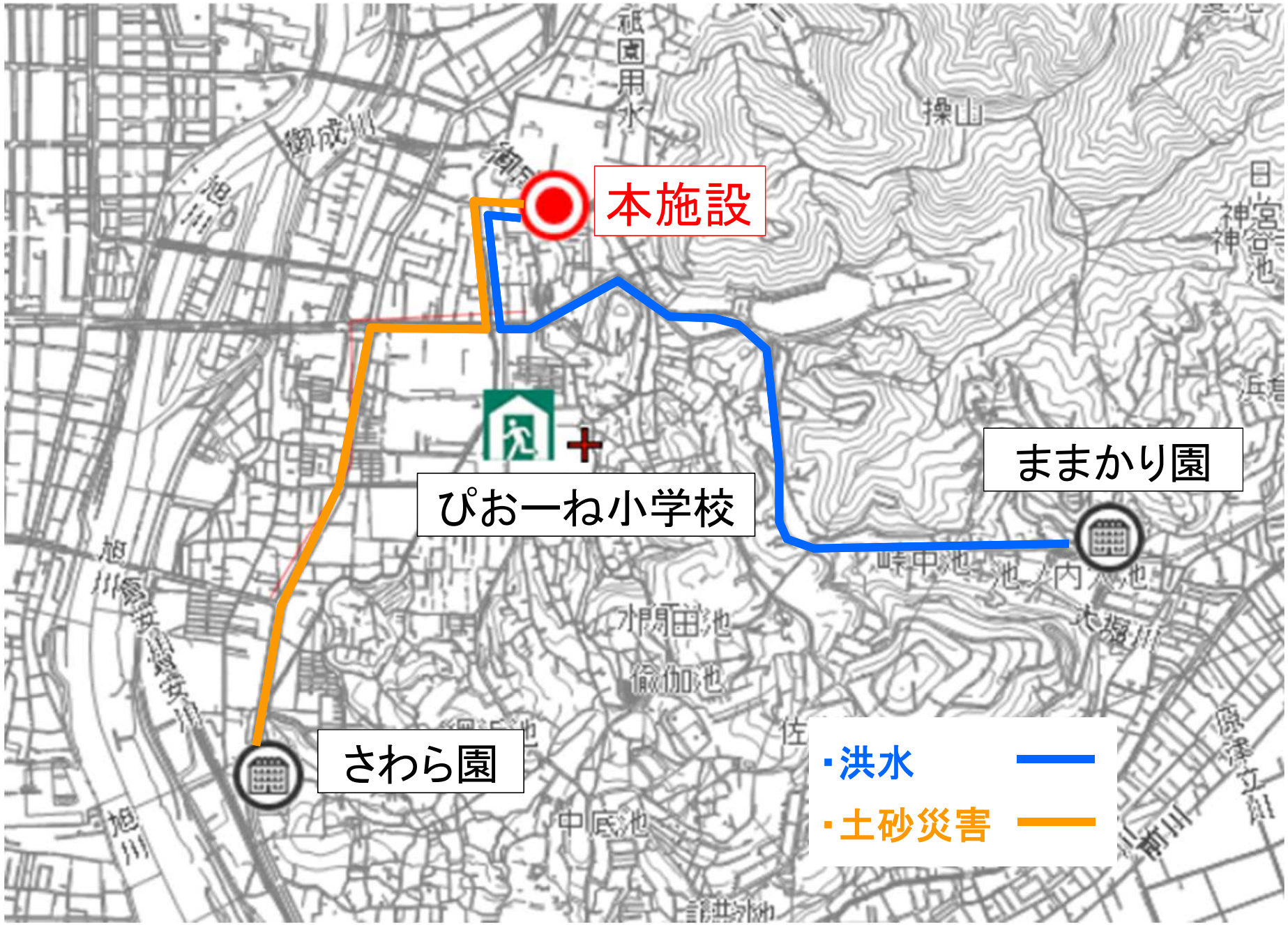
5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

・○○避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・○○避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。


本施設
ぴおーね小学校
ままかり園
さわら園
・洪水
・土砂災害

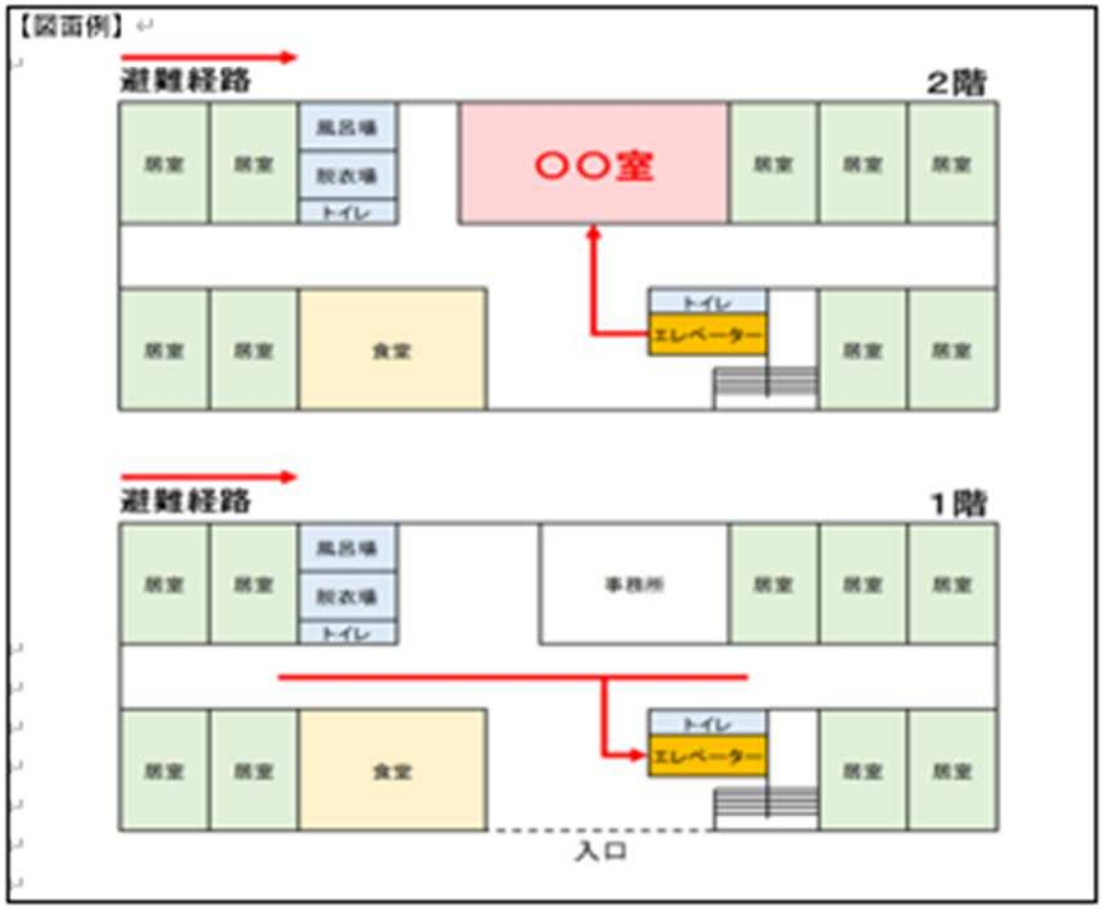
別紙２

【施設建物内の避難経路図】

洪水時・土砂災害の発生時の施設建物内の避難経路は以下のものとする。

	屋内安全確保	避難に要する時間
洪水	本施設の２階　○○室	１５分
土砂災害	本施設の２階　○○室	１５分

【図面例】



※施設建物内の避難経路図を記載してください。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

7. 避難に必要な設備の整備

8. 避難に必要な
装備品と備蓄品の整備

9. 防災教育及び訓練の実施

【様式５】 避難の確保を図るための施設の整備

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在（避難生活）に必要な備蓄品を整理する。	□

様式５

７　避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設備場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部（1～3 階）
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	―
	車いす	10	各階の職員エリア
	その他　（　担架　）	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設備	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	―
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他（　非常用サイレン　）	3	屋上

検討時のポイント！

①情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。

②避難所等での避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。

③水害時に活用できる状態かを確認する

＜留意事項：上層避難の対応について＞

- 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- 想定浸水継続時間を確認し、水と食料を備蓄する必要があります。（水は1人１日3リットルが目安。）
- 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

8　避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等

分類	装備品や備蓄品等	数量	設備場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	0	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	10	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	3	各職員
	電池や非常用電源	1	２階機械室
避難誘導	名簿（施設利用者）	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	１階備品倉庫
	ビブス	30	１階備品倉庫
	懐中電灯	5	１階備品倉庫
	ハンドマイク	3	１階備品倉庫
	雨具	20	１階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	１階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食料	3日/人	１階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	１階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	１階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	１階備品倉庫
	携帯トイレ	30	１階備品倉庫

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

様式６

９　防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立		実施予定時期
避難確保計画の周知	○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	１２月頃 新規入職者・施設利用者の家族はその都度
施設職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　等	１月頃 新規入職者・施設利用者の家族はその都度
利用者、施設利用者の家族への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明　等	２月頃 新規入職者・施設利用者の家族はその都度
通所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段(メール･電話等)の確認、情報伝達の試行　等	２月頃
避難訓練（立ち退き、屋内安全確保）	○避難経路ごとに避難方法（車、徒歩、車椅子など）を確認 ○施設から避難先までの避難、屋内移動に要する時間の計測　等	２月頃
入所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段(メール･電話等)の確認、情報伝達の試行　等	３月頃
避難訓練（立ち退き、屋内安全確保）	○避難経路ごとに避難方法（車、徒歩、車椅子など）を確認 ○施設から避難先までの避難、屋内移動に要する時間の計測　等	３月頃
避難訓練結果の振り返り	○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る ○訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する	４月頃
市町村への避難訓練結果の報告	手引き第９章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、岡山市に訓練結果を報告する	５月頃
避難確保計画の見直し	○振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す	６月頃

●避難訓練をして下さい！

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。

 ①何をしようとしたのか？　例）1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 ②実際には何が起きたのか？　例）全員の避難に1時間半かかった
 ③なぜそうなったのか？　例）車両数が計画通り手配できなかった
 ④次回すべきことは何か？　例）車両数が手配できない場合の協力先を設定する

- 訓練結果は市町村に報告することが”義務”づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練





☑point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難訓練実施報告書



岡山市 OKAYAMA CITY

ホーム › くらしの情報 › 防災・災害対策 › 防災関連情報 › 水防 › 要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です

要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です

[2026年7月27日] ID:29491

浸水被害が発生した場合、要配慮者利用施設では利用者の避難に多くの時間を要する場合があることから、深刻な被害が発生するおそれがあります。このような状況を踏まえ、平成29年6月の「水防法」および「土砂災害防止法」の改正では要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改められました。

【水防法 第十五条の三 3、4より】

避難確保計画を作成していない施設に対し、岡山市は当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図る必要があると認める場合、当該施設の所有者又は管理者に対し必要な指示をすることができる。また、当該施設管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときはその者を公表することができる。

避難確保計画作成について

避難確保計画作成対象施設について

以下の3つの条件をすべて満たす施設が避難確保計画作成対象の施設となります。
・要配慮者利用施設
・水防法による指定河川の洪水浸水想定区域に立地 または 土砂災害警戒区域に立地
・「令和7年5月岡山市地域防災計画」に掲載された施設(※資料編 第4 防災上必要な施設・設備等 72ページ以降参照)

左のQRコード又は上記のリンクから「令和7年5月岡山市地域防災計画 資料編第4防災上必要な施設・設備等」をご確認できます。

洪水災害リスクの確認

自施設が洪水を想定した避難確保計画を作成しなければならないのか、上記「岡山市地域防災計画」で確認してください。

○洪水災害リスク
(1)173～134ページに施設名があるかを確認。
(2)各中右に記載されている河川ごとの想定浸水深を確認。洪水浸水想定区域図は下記リンクから確認してください。

岡山三川 洪水浸水想定区域図について

※洪水浸水想定区域図(想定最大規模)を選択して、各水系の浸水想定区域図にてご確認ください。

岡山県洪水浸水想定区域図
※各水系の想定最大規模PDFファイルにてご確認ください。

土砂災害リスクの確認

自施設が土砂災害を想定した避難確保計画を作成しなければならないのか、上記「岡山市地域防災計画」で確認してください。

○土砂災害リスク確認方法
(1)136～138ページに施設名があるかを確認。
(2)「おかやま全県統合型GIS」で土砂災害警戒区域を確認。

おかやま全県統合型GIS
※防災情報→土砂災害警戒区域・特別警戒区域情報→同意する を選択。
当該施設の住所入力等でご確認ください。

同じ階層の情報(水防)

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です
- 大規模工場等に係る浸水防止計画について
- 地下街等に係る避難確保・浸水防止計画について
- 岡山市水防計画
- 水防のページ

この記事を見ている人はこんな記事も見ています

- 岡山市地域防災計画について

避難確保計画作成方法

避難確保計画については、各施設が所在する場所における洪水・土砂災害の災害リスクに応じて、水害(洪水)または土砂災害の避難確保計画を作成してください。

避難確保計画作成にあたっては、国土交通省避難確保計画作成の手引き を参考に作成してください。

避難確保計画の提出と一緒に、避難確保計画チェックリストもご提出をお願い致します。

※学校区分の避難確保計画チェックリストにつきましては、社会福祉区分のもので代用ください。

避難確保計画様式

- 【医療(1)】避難確保計画様式(岡山市に提出が必要) (ワード形式, 744.38KB)
- 【医療(2)】避難確保計画様式(各施設保管用) (ワード形式, 863.86KB)
- 【学校(1)】避難確保計画様式(岡山市に提出が必要)(ワード形式, 786.41KB)
- 【学校(2)】避難確保計画様式(各施設保管用) (ワード形式, 896.46KB)
- 【社会福祉(1)】避難確保計画様式(岡山市に提出が必要) (ワード形式, 919.54KB)
- 【社会福祉(2)】避難確保計画様式(各施設保管用) (ワード形式, 153.25KB)

避難確保計画チェックリスト

- 【医療(3)】チェックリスト(エクセル形式, 67.59KB)
- 【社会福祉(3)】チェックリスト (エクセル形式, 67.45KB)

提出先

作成された避難確保計画は岡山市役所の施設所管課へ提出してください。

避難訓練実施報告

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

※岡山市における避難訓練想定災害は、「洪水」「土砂災害」のいずれかになります。

訓練実施結果報告書様式に内容を記入し、ご提出ください。

訓練実施結果報告書様式

- 【社会福祉施設】訓練実施結果報告書(ワード形式, 39.50KB)
- 【学校】訓練実施結果報告書 (ワード形式, 40.00KB)
- 【医療施設】訓練実施結果報告書 (ワード形式, 40.00KB)

公表について

出水期(6月～10月)には梅雨や台風により河川氾濫や土砂災害の発生が予想されます。

水害等により失われる命を救う観点から、速やかに計画提出をお願いします。

※令和3年3月時点の地域防災計画に定められている施設につきましては、ご提出いただけない場合には施設名、所在地を公表させていただくこともあります。

避難訓練実施報告書

施　設　名	
実　施　日　時	年　月　日　時　分から　時　分まで
実　施　場　所	□　□立退き避難（　まで）
想　定　災　害 （該当する□にチェックをする。）	□　洪水　□土砂災害　□高潮　□内水　□津波 □　その他の災害（　）
訓練種類・内容 （該当する□にチェックをする。）	□　図上訓練　□　情報伝達訓練 □　避難経路の確認訓練　□　立退き避難訓練 □　垂直避難訓練　□　持ち出し品の確認訓練 □　その他（　） （訓練内容を適時自由記載）
訓　練　参　加　者 ・　参　加　人　数	職員（全員・一部）　名（うちパート・アルバイト　名） 施設利用者（全員・一部）　名 その他訓練参加者：施設利用者の家族　名 地域の協力者　名 その他　名
訓練実施責任者	職　氏名
確　認　事　項	□　避難支援に要した人数　名　□　避難に要した時間　時間　分 □　避難先や避難経路の安全性 その他
訓練によって確認された課題とその改善方法等	
訓練記録作成者	職　氏名

対象災害を選択

無理をせず、続けること ＋ 楽しく

ヒント

＊簡単に出来そうなことから、コツコツと始める。

1. 最初から完璧なものを目指さない。
2. スタッフのみから始める
 利用者も交えて、普段の生活や行事の一部にする。
3. 地域に助けてもらう、お世話になる。

避難訓練実施報告書

訓練種類・内容 （該当する□にチェックをする。）	□　図上訓練	□　情報伝達訓練
	□　避難経路の確認訓練	□　立退き避難訓練
	□　垂直避難訓練	□　持ち出し品の確認訓練
	□　その他（　　）	
	（訓練内容を適時自由記載）	

避難訓練の種類

• 図上訓練

・災害図上訓練とは地図との対話

・地図内に施設と避難所が入った地図と頭目―シートを準備

・道路や用水を塗って、地図の上に透明シートを張り、ハザードマップの浸水高を塗り、避難所に行くルートを地図上に書く

・施設内の図面を用意して、垂直避難時への誘導経路を塗る





避難訓練の種類

・情報伝達訓練

・日頃からの気象情報等の確認

・施設内の職員による災害時の役割名簿を作成

・情報伝達方法の確認

・気象情報の見方、避難のスイッチはいつか職員確認





※防災情報

キキクル　検索

川の防災情報　検索

重ねるハザードマップ　検索

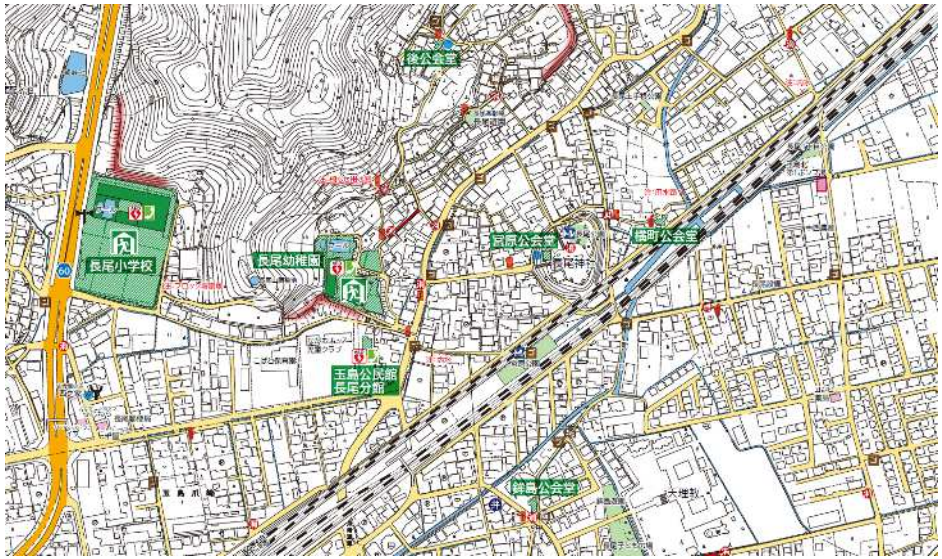
避難訓練の種類

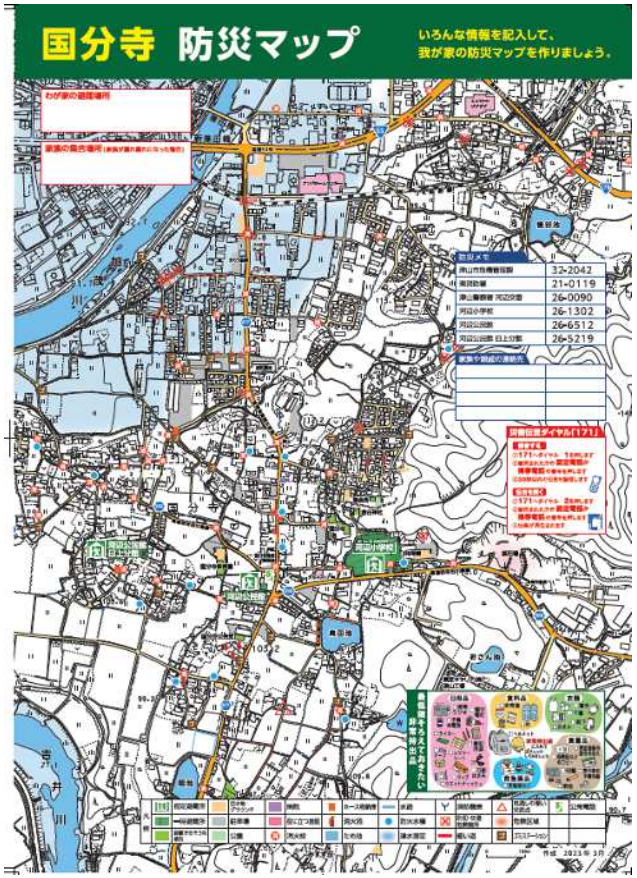
• 避難経路等の確認訓練

・避難先までのまち歩き
危険個所の把握（用水や溝、マンホール、行止まりの位置など）
移動時間（歩きと車の場合）の確認

・大雨時における、道路等の安全性の確認

・施設内の車等に関して、移動場所を確認





避難訓練の種類

・立退き避難訓練

・立退き避難 とは災害により危険な場所から安全な場所へ移動して避難する
・立退き避難訓練は，施設外の避難先に利用者を移動させる訓練
・屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練
・施設内移動

⇒車両への移動、徒歩 ⇒ 避難先（利用者の支援）

・訓練は，避難の想定に応じて，避難支援協力者の参加も得て行





避難訓練の種類

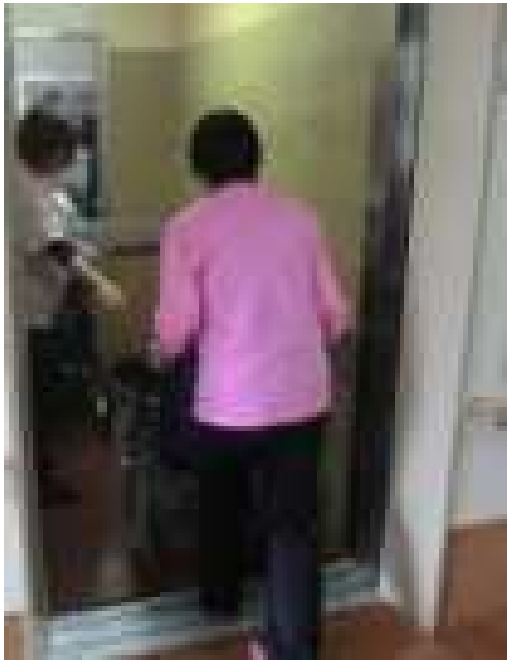
・屋内安全確保訓練（垂直避難訓練）

・屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練

・施設上階への移動

（階段・エレベーター）⇒ 上階での利用者の支援





避難訓練の種類

・設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練

・施設に応じた設備や備蓄品を考える

・利用者の避難に必要なものを確保

・避難先にて必要なものを確保

・備蓄品を考え、リスト化しておく

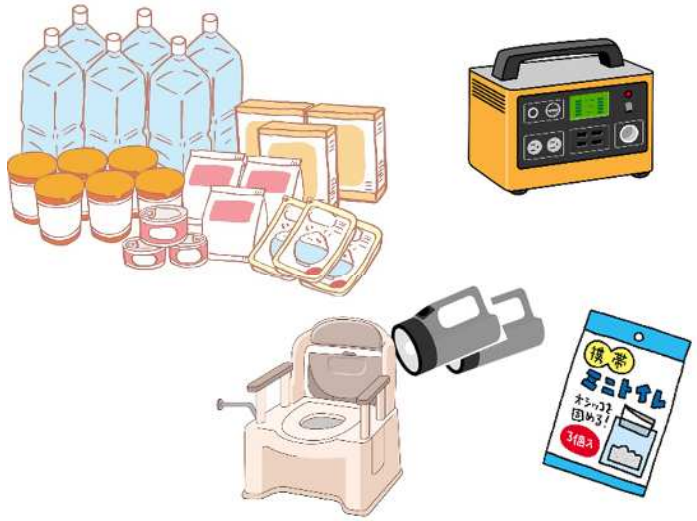
・備蓄品の保管場所は職員全員が把握

・飲料水や非常食の賞味期限

・避難訓練として職員全員参加







避難訓練の種類

・その他の訓練

・地域の自主防災会の避難訓練に参加

・地域のイベント等に参加

・施設内でのイベント等に防災についてのお話を行う







ヒント

2. 普段の生活や行事の一部にする。

＊防災や訓練を特別なことにしない。

①一斉に談話室や中庭に集合 + お茶会

②近くの避難所まで、散歩や遠足 + 花見

③避難先でレクリエーション（鑑賞会、趣味、…）

※利用者：避難への慣れや経験をしておく。
※職員：手順などを、頭と身体で覚える。

ヒント

3．地域に助けてもらう、お世話になる。

＊職員だけで全部しようとしない。

①地域の自主防災組織、町内会 ： 危機管理室

②個人や団体のボランティア ： 社協ボラセン

③学校の授業や課外活動 ： 中学、高校、大学

※地域と施設・利用者との繋がりを持つ

（ ※提出不要 ）

11. 利用者緊急連絡先一覧表
12. 緊急連絡網
13. 外部機関等の緊急連絡先一覧表
14. 対応別避難誘導一覧表
15. 防災体制一覧表

【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	□

様式8　記載例

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

11　利用者緊急連絡先一覧表

	利用者			緊急連絡先				その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	（緊急連絡先等）
1	○○○○	84	○市1丁目×××	△△△△	娘	012-3456-7890	○市1丁目×××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

＜留意事項＞

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

作成の手順

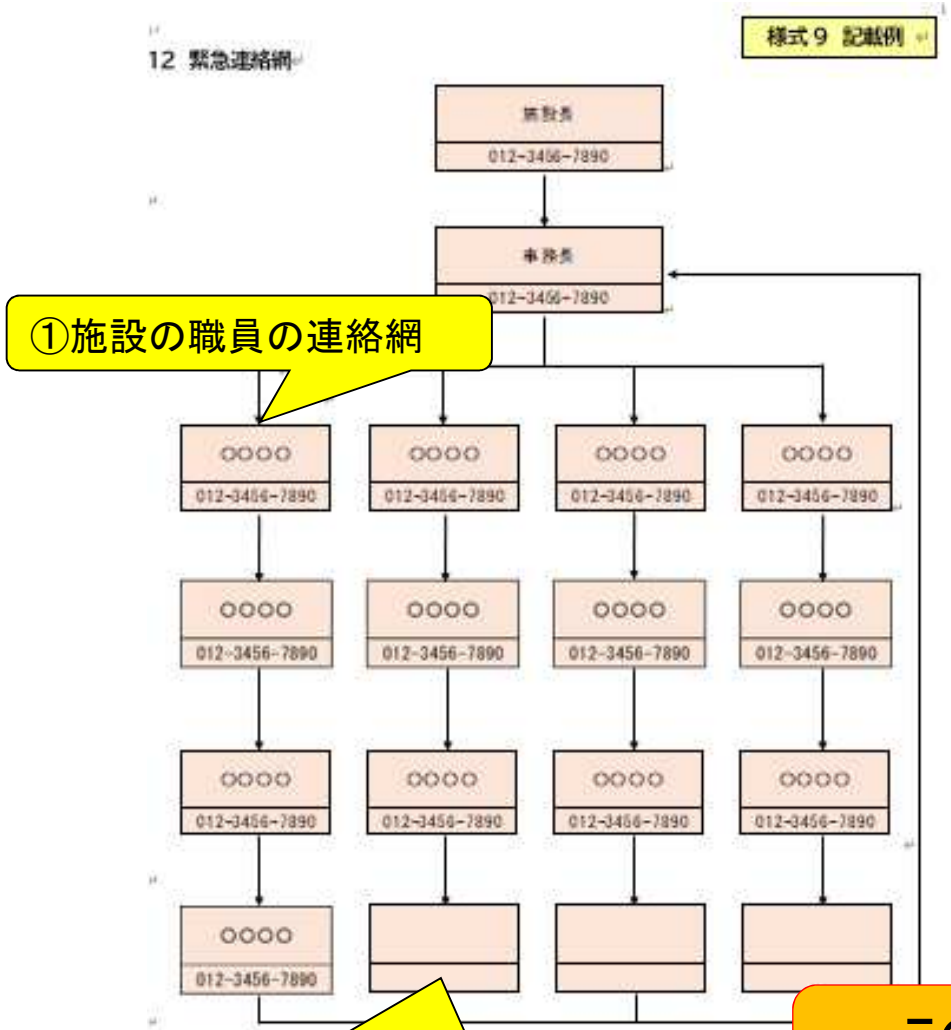
①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。

②施設利用者の緊急連絡先となる情報（氏名、続柄、電話番号、住所）を記入する。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式9】 緊急連絡網

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。定期的に更新（確認）する。	□



作成の手順

①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。

②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を整理する。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式10】 外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	必要な連絡先を追加する。	□



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式１０　記載例

１３　外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
岡山市災害対策本部	086-803-1600	
北区災害対策本部	086-803-1850	
中区災害対策本部	086-901-1643	
東区災害対策本部	086-944-5100	
南区災害対策本部	086-902-3500	
消防署	086－○○○－○○○○	
警察署	086－○○○－○○○○	
避難誘導等の支援者	086－○○○－○○○○	
医療機関	086－○○○－○○○○	
A会（系列グループホーム）	086－○○○－○○○○	
B小学校	086－○○○－○○○○	

※各施設の提携機関等を適宜追加して下さい

連絡先	連絡先
岡山市役所 □防災担当 □福祉担当	災害対策本部　086-803-1600 各担当課
消防署	119 （管轄の消防署を確認して下さい）
警察署	110 （管轄の消防署を確認して下さい）
支援者	
医療機関	

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	□

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式１１　記載例

１４　対応別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	避難方法		氏名	備考
			立退き避難	屋内安全確保		
○○○○	012-3456-7890	1	徒歩	階段	○○○○	要介護度1

	施設利用者		避難誘導要員
対応内容	避難場所へ移動		担 当 者
	□単独歩行が可能な方	（　　）名	（　　）
	□介助が必要な方	（　　）名	（　　）
	□車いすを使用する方	（　　）名	（　　）
	□ストレッチャーや担架が必要な方	（　　）名	（　　）
	□そのほか（　　）	（　　）名	（　　）
	そのほかの対応		
	□ご自宅に帰宅する方	（　　）名	（　　）
	□病院に搬送する方	（　　）名	（
	□そのほか（　　）	（　　）名	（

作成のポイント！

■要配慮者の特性を踏まえた移動手段を整理する。

■誰が対応するかを決定する。

■移動に必要な時間を考える。

＜留意事項：移動手段等について＞

- 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式12】 防災体制一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集が予定通り進まない場合も想定する。	□



既存の名簿等がある場合は、それを活用してもよい。

様式 12

15　防災体制一覧表

統括指揮者（　　）（代行者　　）

役割	担当者名
責任者	
心得 ・広島情報等収集	
心得 ・施設職員への情報伝達	
体制 ・広島情報、水害情報、避難情報、避難判断情報等の収集	
体制 ・施設職員や避難支援団体等への連絡	
警戒 ・広島情報、水害情報、避難情報等の収集	
警戒 ・患者家族等への連絡	
非常 ・医師会等への連絡	
	人数（　　）名

役割	担当者名
責任者	
体制 ・避難誘導体制の確認	
体制 ・避難ルートの確認	
警戒 ・避難誘導開始	
非常 ・避難完了の確認	
非常 ・避難先での患者支援	
非常 ・（緊急安全確保の措置）	
	人数（　　）名

役割	担当者名
責任者	
心得 ・[illegible]	
体制 ・移動車両の手配	
警戒 ・医療機器等の設備品の設置	
警戒 ・移動車両の設備	
警戒 ・避難先への持ち出し品等を連絡	
非常 ・避難先での持ち出し品等の管理	

作成の手順

①各要員の役割に適した担当者を決める。

②各要員の対応内容を決める。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【自衛水防組織】

１０．自衛水防組織の業務に関する事項

【様式７】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式　７	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	□
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	□
別表１	防災体制を整理する	様式12を活用する。	□
別表２	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	□

様式７

１０　自衛水防組織の業務に関する事項

（１）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年　３　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年　３　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を岡山市長へ報告する。

様式作成と提出について

自衛水防組織の設置は努力義務

設置した場合

様式６及び別添、別表１，２を作成

様式６のみ提出

設置しない場合

報告の必要なし（必要書類なし）

＜留意事項：自衛水防組織の設置について＞

- 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**
- 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

（　※提出不要　）

＊自衛水防組織活動要領

＊自衛水防組織の編成と任務

＊自衛水防組織装備品リスト

【別添】 自衛水防組織活動要領

別添

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1)統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2)統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4　自衛水防組織に、班を置く。

(1)　班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2)　各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3)　防災センター（仮称、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を[illegible]

（自衛水防組織の運用）

第2条　管理権限者は、施設職員の維持体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2　特に、休日・夜間も施設内に患者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1)　自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

②班構成を修正する

①施設名に変更する

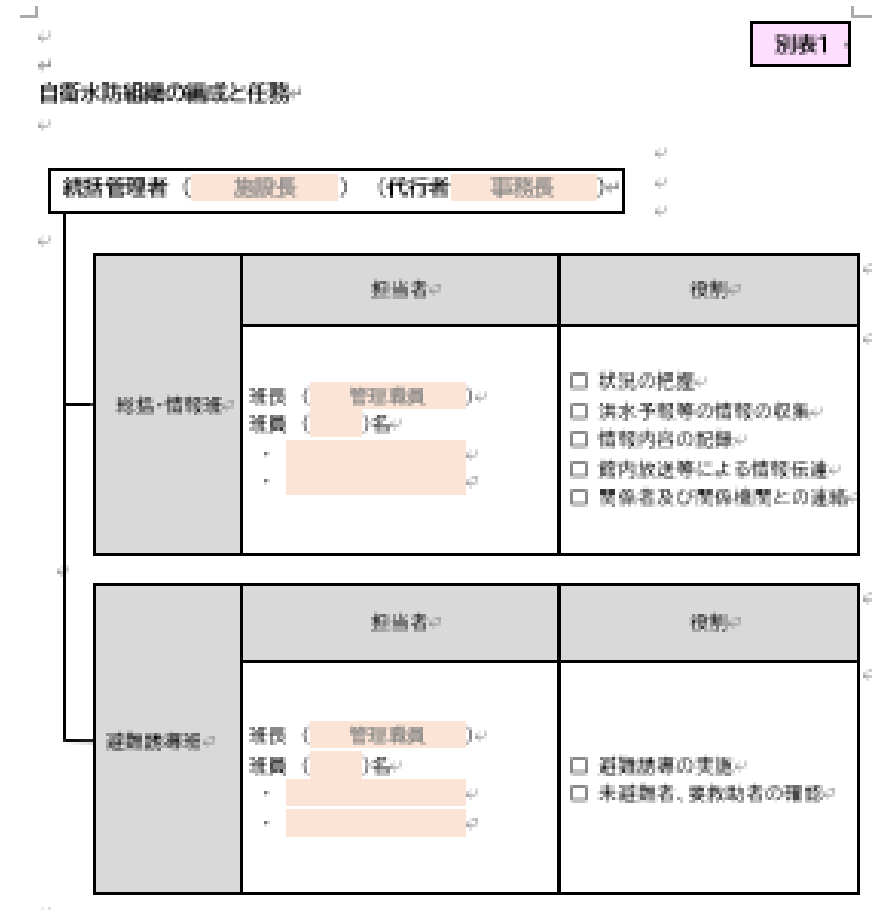
作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【別表1・別表2】 自衛水防組織の業務



別表1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（　施設長　）（代行者　事務長　）

	担当者	役割
総括・情報班	班長（　管理責任者　） 班員（　　）名 ・ ・	□ 状況の把握 □ 洪水予報等の情報の収集 □ 情報内容の記録 □ 館内放送等による情報伝達 □ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長（　管理責任者　） 班員（　　）名 ・ ・	□ 避難誘導の実施 □ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

任　　務	装　　備　　品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等） 様式5避難確保資機材一覧に掲げるもの。

作成の手順

【別表１】 様式12を活用する

【別表２】 様式5を活用する

【様式12　防災体制一覧表】を活用する

【様式５　避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

●最後に・・・

水防法

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

●避難確保計画提出時に、チェックリストもご提出をお願いします！

岡山市ホームページ



避難確保計画作成方法

避難確保計画については、各施設が所在する場所における洪水・土砂災害の災害リスクに応じて、水害（洪水）または土砂災害の避難確保計画を作成してください。

避難確保計画作成にあたっては、国土交通省避難確保計画作成の手引き（別ウィンドウで開く）を参考に作成してください。

避難確保計画の提出と一緒に、避難確保計画チェックリストもご提出をお願い致します。

避難確保計画チェックリスト

- 医療施設チェックリスト(ワード形式、40.11KB)
- 社会福祉施設チェックリスト（ワード形式、42.07KB）

提出先

作成された避難確保計画は岡山市役所の施設所管課へ提出してください。

避難訓練実施報告

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

※岡山市における避難訓練想定災害は、「洪水」「土砂災害」のいずれかになります。

訓練実施結果報告書様式に内容を記入し、ご提出ください。

訓練実施結果報告書（様式）

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		□ 定められている □ 定められていない	□ 定めている □ 定めていない

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
（ア）防災体制、情報収集及び伝達 （水防法施行規則16条一）洪水時の防災体制に関する事項、（土砂災害防止法施行規則5条の2一）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項			
	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善
	【着眼点】 □ 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか □ 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか □ 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング（避難開始時や避難完了時等）を定めているか □ 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		

1

●今後の予定

今後の予定（避難確保計画の対象災害について）

区域指定に伴い、来年度より、避難確保計画の対象災害に

高潮・津波が追加予定です！

津波災害警戒区域の指定について

県では、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく津波災害警戒区域を指定しましたので、お知らせします。

記

1　指定日
令和８年３月17日（火）

2　関係市町
沿岸７市１町
（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び里庄町）

3　指定する範囲
最大クラスの津波により浸水することが想定される範囲
（令和８年２月に公表した、南海トラフ巨大地震に係る県独自の被害想定における「津波浸水想定」と同じ範囲）

4　その他
①　区域内の要配慮者利用施設（※）の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化される。
※市町の地域防災計画に位置付けられた施設に限る。
②　区域内の宅地建物の取引において、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」としての説明が義務化される。
③　建築や開発行為に関する制限はない。

（参　考）
区域指定に関する詳細な資料は、県ホームページで公開するほか、県危機管理課及び関係市町において縦覧に供する。
（県ホームページURL）https://www.pref.okayama.jp/page/1024353.html



岡山沿岸高潮浸水想定区域を指定します



岡山沿岸の高潮による浸水リスクについては、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図を公表し、県民に広く周知しているところです。
このたび、市町等による高潮に対する警戒避難体制の整備促進を図るため、水防法に基づき、当該区域を高潮浸水想定区域として指定しますので、お知らせします。

記

1　指定日
令和８年３月１７日（火）

2　対象範囲
岡山沿岸の全域（兵庫県境～広島県境）

3　浸水想定区域
７市２町（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町、里庄町）の一部の区域

4　指定による主な効果
・市町における警戒避難体制の整備
（地域防災計画の拡充、ハザードマップ作成等の義務化）
・市町の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設における避難確保計画作成や避難訓練実施の義務化
・市街化調整区域における５０戸連たん制度において、想定浸水深３ｍ以上の区域は許可対象から除外

5　区域指定に関する資料
次の資料は、ホームページに掲載しています。
［URL］https://www.pref.okayama.jp/page/758511.html
・岡山沿岸高潮浸水想定区域図（浸水深）
・岡山沿岸高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）
・岡山沿岸高潮浸水想定区域図解説書